

「ダブルケア時代の家族政策：育児・介護・多重ケアの実態調査から」

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授 相馬 直子 氏

皆さん初めまして。横浜国立大学の相馬と申します。

今日は「ダブルケアの時代の家族政策：育児・介護・多重ケアの実態調査から」という趣旨でお話をさせていただきたいと思います。

この研究は2012年度からイギリス・ブリストル大学の山下順子さんと二人三脚で、また、韓国・台湾・香港の社会政策の専門家と一緒に、東アジアの少子化・高齢化の同時進行の中でのケアの実態把握ということで進めて参りました。

自分もダブルケアの研究をしているここ数年間、ダブルケアの渦中にあるような状況で、北海道の皆さんと今日の時間を非常に楽しみにしてしまっていて、客観的な研究成果をお示しすると共に、自分もダブルケア当事者として思うこと、感じることみたいなお話も織り混ぜながらの時間になるかと思いますが、よろしく願いいたします。また、この企画について松本様をはじめ、関係者の皆様の様々なお力ご配慮に感謝を申し上げます。

ダブルケアとは、現在、狭義と広義の2つの意味で広まっています。狭い意味では、育児と介護の同時進行下でのケア責任の負担・ニーズの複合化と複合的課題を問題化する概念です、また、広義では、育児と介護に限らず、広い意味での夫のケアと子育て、あるいは自分も病気や疾患を持っていて、自分のケアをしながら子育てや介護をしているというような、家族や親族など親密な関係のもとでの複数のケア関係におけるケア責任の負担・ニーズの複合化と複合的課題です。こうして2つの意味で使われています。

具体的な事例をまずご紹介したいと思います。まず共働きダブルケアラーの方の事例です。この方は3人の息子を育て、認知症の義理のお父さんを同居で介護しながら働いていて、夫は長時間労働で不在がち、下の2人の子どもは横浜ですと保育園も待機児童が多くいるなかで別々の保育園で、朝夕と2つの保育園を回り、帰宅したら義理のお父さんの介護をする毎日と、勤め先の理解があっても、なんとかなっていますが、毎日が綱渡りで先行きが不安。行政の窓口も介護と子育てと別々のため、一人でシングルケアを想定した制度が非効率である。というようなことを調査の中でよく当事者の方から伺います。

ここからは、日本の保育制度の問題点ということが浮かび上がってきます。フルタイム就業、フルタイムの介護であれば、保育園の入所ランクは高くなります。しかし、ダブルケアラーの場合は、「ハーフ就業・ハーフ介護」といったような言い方をしたりしますが、介護があるために就業時間を短くしていたりしますので、保育園の入所ポイントが必然的に低くなって、保育園に入りにくくなると。少子高齢化の時代、保育園の入所基準にダブルケア加点の必要性が示唆されます。

実際、横浜市の場合は、ダブルケアの視点から、保育所の入所基準の介護時間の部分に少し変更が加えられたり、特別養護老人ホームの入所基準にダブルケアの視点から多少の加点が設定されていたりします。

次に、ひとり親ダブルケアラーの方の場合ですけれども、この方の場合、脳性麻痺で全介助が必要な末子を含む3人の子育てをしながら認知症の実の母親を介護して、ご自身もデイケアセンターで働くシングルマザーの方です。実の父親が同居しながら介護していましたが、お母さんの介護拒否があっても、娘のBさんが同居して介護されているケースです。

関東の都市部ですと、特別養護老人ホームの待機がかなり多い状況です。就業と育児をしながら、在宅介護の継続が難しいことから、特養への入居を申請しましたが、夫と娘が同居しているので、要介護5でも入所は難しいと、地域によっては保育園以上に待機がある状況でもありますが、Bさんの場合には、障害児支援策の不足、

これも非常に根深い問題で改善が必要というふうなことを強く B さんは指摘していました。

次に、専業主婦ダブルケアラーの方の事例です。この方の場合にはそもそもダブルケアで忙しく地域の子育て支援のセンターや親子の交流広場に行けない。毎日、長男を小学校に送り出した後、2歳の次男をつれて近居の実家へ行って、実の母親が仕事をされているので、その間、娘の C さんが脳梗塞の後遺症で半身麻痺と軽い認知症があるお父さんの日常の手助けをしています。C さんに言わせれば、父親っ子だったということで父親の生活をもっと支えたいけれども、一時保育も満杯でなかなか利用できないと。友人で周りに介護している人がいなく、介護の話をしただけなら子どもの幼稚園の迎えの後に声をかけられなくなって、なかなかママ友にも介護の話もできず、どこに相談したらいいかわからず、すべてを一人で抱えてダブルケアをされてきたと。

C さんは、今は、お父様が施設に入られて、息子さんも少し大きくなって余裕が生まれたということで、小学校の PTA の企画でダブルケアの勉強会や、自分もすごく孤立して困ったので何か当事者の方たちに役に立てることはないかということで、支援する側に向かおうとしているというような状況でもあります。

次が生活困窮ダブルケアラーと記載させていただいているケースです。パート勤務で子ども3人を育てる D さんですが、父親が脳梗塞の後遺症で失語症で身体不自由。要介護4ですが、父親の意向で施設に入らず、遠距離介護中ということで、失語中なので電話も使えません。ケアマネさんや郵便局の方からお父さんの様子を聞いています。もっと支えたいけれども、経済的な部分を見るとガソリン代もかなりかかって3つのパートを掛け持ちしながら子育ての部分の費用と、そして介護の費用と色々家計をやりくりしながら経済的な負担が高い状況で、そんな中、夫との関係も悪化して離婚を検討中という色々複合的な課題がダブルケアの中で起こっているというようなケースです。

このスライドは皆さんの配布資料には入れてなかったのですが、広い意味でのダブルケアの視点から中年独身ダブルケアラーというふうにし少しわかりやすさを示していますけれども、介護現場のヘルパーさんやケアマネさんから、介護に入ったら、中年の息子さんや娘さんが一緒に同居している色々なケアの課題を抱えている世帯の方が結構いるということをよく聞きます。

この E 男さんの事例は、要支援のお母さんと同居をしていますけれども、E 男さん自身卒業以降職を転々として長らく引きこもり状態です。お母さんの物忘れが始まって、E 男さんのかねてからの暴力が問題となって、お母さんの介護保険が介入したことで、E 男さんの世帯に支援が入ったということで、E 男さんは精神科に緊急措置入院となりました。その後、E 男さんが発達障害と診断を受けて自分が支援の対象であることを受容して、現在は精神科のケアを受けながら作業所で働くとともにお母さんの介護をしているという、こう広い意味での多重ケア、複合的な課題を抱えている世帯というようなケースです。

一方で育児と介護、あるいは多重ケアの世帯、そして一方で、結婚はしていないけれども独身の娘さんや息子さんの中で介護など、広い意味での多重ケア、複合的な課題を抱える世帯と、私どもダブルケアの実態調査をしていく中でダブルケアのある意味典型的なもののケースをご紹介します。

ただし 100 人の、あるいは 100 のダブルケアラー世帯があれば、100 通りのダブルケア実態があります。

ダブルケアの実態を把握する上では、ご覧の最低限 9 つの視点からそのダブルケアの実態というものを理解していく必要があると研究から分かってきました。

1 つが、ケアの重なる状況、特に介護・育児の状況・程度の問題、また経済的な状況。

そして、3 つ目が世帯の状況ですね。ひとり娘、あるいはひとり息子、ひとりっ子ダブルケアですとか、一人親ダブルケアの場合にはケアの責任というものが、どうしても一人の方に集中しがち、というような状況があります。

また、就業形態、職場環境、職場のダブルケアの認知の状況によってもダブルケアの実態や負担感というのも変わってきます。

同居のあり方、親子関係ですね。親子関係が良い程、ダブルケアの負担感というのが高まるような局面もインタビュー調査からは見えていますし、まずはそこでの夫婦関係。

そして重要なのが、地域の福祉資源の連携や、資源のあり方、そして、その方の持つ地域の友人のネットワークの有り様によってもその方の、あるいはそのダブルケアラー世帯の実態、負担や責任の状況、複合的な課題の有り様というものが非常に多様であるということが分かってきました。

ダブルケアというのは、ある意味、介護と子育てに関わる決断、精神的なサポート、そして子育てと介護の異なるニーズを同時に満たすことを要求されるような状況です。

私の場合も、子育てと仕事、そして、介護、あとは母親のケアであったり、様々な病院に呼ばれての細々としたような決断ですとか、また医療と介護面での情報収集や、家族間で話し合っ、そこで一つの答えというか、その時その時の判断を下していく。限られた時間と限られたエネルギーの中で、目まぐるしい状況に一喜一憂しながら、一方、子どもが熱を出したりすると、家庭のダブルケアの均衡みたいなのが崩れて、色々な不安定な状況が出てきています。私たちがかれこれ6・7年ダブルケアの調査で考えてきたことは、まずは、そのダブルケアラーの方たちの交渉過程や、役割の葛藤というものを読み解いて社会で理解していこうということです。ダブルケアラーの方たちの優先順位というものは次の3つの局面に規定されているのではないかとこのように思います。

一つは日本社会、あるいはその地域、あるいはその家族が持っている子育てや介護に関わる規範や考え方です。

そして2つ目がそのダブルケアラーあるいはダブルケアラー世帯が持っている資源、これは経済的な資源、あるいは人的な資源です。そして、どの地域に住んでいるのかによっても地域のサービスやネットワークっていうものがだいぶ違ってきますよね。

3つ目が、もう少し広い視点でいうとその制度です。介護保険制度、子育て支援制度、また就業支援という制度がありますけれども、この制度というのも中立的ではなく私たちのケアの決定や考え方に大きな影響を与えていますよね。

たとえば、横浜ですと、保育サービス、介護サービス、特に特養も待機がありますので、介護サービス、保育サービスの供給不足の局面の中で、本来であれば子どもを預けて親のケアに関わられたであろう、逆に本来であれば親を在宅ではなく特養に預けて子どもに寄り添えたであろう、私たちの育児と介護の優先順位や交渉、役割、葛藤にこの制度の有り様というのは非常に大きな影響を及ぼしています。

また、介護の規範の問題ですね。特にダブルケアの当事者の方と話していると、「自分はオムツとか食事の介助とかしていないのでそこまで介護はしていない、だから自分はダブルケアラーなんてとても言えない」というふうな方と、よくお会いします。

私自身も療養型病院にするか、特養にするか、老人ホームに行くのかというような選択の中で、仕事をしながら頻りに父のところに行って、状況に一喜一憂しながら医療ソーシャルワーカーの方と相談したり、施設とやり取りしながらケアマネジメント的な色々な判断や情報収集、決断をしています。私たちの研究のスタンスとしては、その方がケアをしている。その方がケアに関係があって、何らかのケアの関わりをしているという「当事者の主体的な判断」というものを重視して研究をしてきました。

なので、調査やさまざまな座談会の中で、「あ、自分もしかしてダブルケアラーなんですか？」というような局面がいくつもありました。また、ケアマネさんやヘルパーさんと話していても、「振り返ればあの方は、娘さんはダブルケアラーだったのかもしれない。ただ、介護保険の枠内の中では、主に高齢者の方に対して中心的に目が行くので、その介護者の人がそういえばダブルケアラーで、そういえば「保育園に入れない仕事との両立どうしよう」みたいなことをそういえば言っていたけれども、「もしかしたら高齢者の方と同時に家族介護者、ダブル

ケアラーの方へどういうふうな支援が必要なのかということを考えるのも重要だったかもしれない」というふうなことを地域の取り組みをしているとよくお聞きすることがあります。

私たちが「ケア」というと、「子育て」、「介護」といった、対象別のシングルケアの考え方が社会には根強いような気がしませんか。日本の児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、対象者別の福祉制度が形成されてきましたが、もう少し視点を変えてライフサイクルの視点で、ケアを考え直してみるとどうでしょうか。

こちらのスライドは心理学者のエリクソンのライフサイクル理論というものをまとめたものです。乳児期から老年期まで生まれてから老いるまでの発達を包括的に考えて、その時その時のライフステージというものをしっかりと捉えながら成長や健康に向かうプラスの力と、衰退や病理に向かうネガティブな力と、常に人のライフサイクルというのはプラスの力とネガティブな力が葛藤しているととらえています。そしてこの両方の関係性が、私たちの生まれてから死ぬまでのライフサイクルに大きな影響を与えるという議論です。このダブルケアラーの人たちというのは、エリクソンのこの8つの発達段階の中で、特に成人期前期30代から60代ぐらいまでのとりわけ家族と親密な関係を形成するという親密性というプラスの発達課題というものを持つライフステージだと思えます。

それがさまざまな状況でプラスの力が働かないと、その人は孤立というマイナスな力が大きくなって、様々な困難を抱えるようになる。そして、成人期の後期です。これは60代前期前半、ここのライフステージでは世代性という仕事で後輩を育成したり、子育てを通じてまた次の世代を育成したり、あるいは介護もそうかもしれません。一生の中で最後に、重要で大切な時間をケアするという介護というの、次の世代の関わるような部分もあるかもしれません。

そういった世代性のプラスの力が働く一方で、それがうまく達成されないと停滞性というマンネリ状態、もしくは独りよがりの状況というような、発達の困難を抱えるステージになる。

そして最後に老年期というのが子育てを終えて、退職する時期です。この時期が、余生を過ごす時期です。日本の場合は寿命がかなり長くなっているのです、まだまだ元気な高齢者の方たちが多いです。そういった中で、ここでの発達の課題というのは「自分のこれまでの人生を振り返って色々あったけれども、自分の人生というのはこれでよかったのかな」と自分の人生を受け入れてポジティブに統合していく、そういう発達の課題があるとエリクソンは言っています。

逆に統合性が獲得されないと、気持ちや情緒が不安定化して、円滑な人間関係も維持できずに不安や焦りが募って絶望の状況が深くなる。

老年期となる、定年の退職後からこの8番目のステージは8万時間ある、とされています。この8万時間というのは逆に6と7の時期、人が労働市場に出て働いて定年するまでのその労働時間も同じ8万時間とされています。ですので、この私たちの日本社会というのは労働や生産性や効率性というものが上位概念にある社会で、一方、子どもや高齢者に寄り添いながらゆったりと時間を合わせていく、そういうようなケア関係というのは生産性や効率性に従属した関係となっているようにも思います。けれども、時間でみると、私たちの8万時間の労働時間と、退職後の自分の人生を統合して「色々あったけれどもこれで良かった」と自分の人生を受け入れて、そして、自分の人生を閉じるという、そこでもまた8万時間ある。同じくらいの時間、そして、同じくらいの価値というものをもって、6、7、8のステージというものを考えていく必要がある。こんなふうに、このダブルケアの調査研究を通じて、非常に当事者の方からの語りなども通じて思うところでもあります。

さて、各自治体においてダブルケアの取り組みというものが広まってまいりました。先般、京都府に呼ばれてダブルケア関係のことをお話してきましたけれども、京都府の場合は6月に知事が新しく変わられて、その新しい知事が「不妊治療とダブルケア支援」というものを新しい少子化対策の肝にすると。晩婚化・晩産化が進行する中で、「ダブルケア・介護があるから2人目を諦める」というような声も聞かれます。京都府は、より働き手

の目線、企業との連携ということでダブルケアの取り組みというものをオール京都で進めていく必要があるとの認識のもと、男女共同参画センター・保健センター・高齢部局と一体になって、子育て世代包括支援センターの方、あるいは地域包括支援センターの専門員の方、そしてケアマネさんへの非常に丁寧な研修というものが進んできています。

各自治体の中でダブルケアの実態調査やダブルケア育児と介護の両方のリーフレットの作成というものが進んでいて、たとえば、岐阜県ですとかいくつかあります。そもそもダブルケアというものがなぜ今、社会課題として考えなければならないのか、全国を回る中で、そのダブルケアの複合化の構造的要因というものをまずしっかりと共有化するということが何よりも大事だと感じています。

ダブルケアというのはこの言葉がなかった時代もその家族や親族の中にはもちろん存在しているものだと思いますが、男性稼ぎ主型の家族の中でこれまでややもすれば嫁が介護や育児というケアの責任を果たすのが当たり前という規範や、それを前提とした制度がありましたけれども、日本の場合、家族・親族・地域関係が変化してそして 2000 年からの介護保険・子育て支援制度という「育児と介護の社会化」という文脈が形成されてきました。

また、男性稼ぎ主型雇用というものが劣化して、もはや日本的雇用の中で男性稼ぎ型家族という中でのダブルケアを想定して社会の設計を考えることがもうできなくなっている。そんな状況の中でこのダブルケアという問題は社会問題化してきたのではないのでしょうか。

人口学的に見れば少子化・高齢化が同時進行していく、晩婚化・晩産化・高齢化というものが同時に進行して育児と介護というライフイベントの重複可能性が高まってくる。量的に考えたときに、第一次ベビーブーマー・団塊世代の方達、つまり一世代 270 万人くらいの出生数があった世代の方たちがちょうど介護・医療と最もニーズが高まる時期、それが 2025 年問題というふうに語られてきています。

今、「大介護時代」とか「総介護時代」といった本や報道がますます増えてきています。2025 年問題といいますが、団塊世代の方達の医療・介護のニーズがどんどんどんどん高まってきている、そういう文脈の中で生じています。もう少し長期的な視点に立った時に、次の第二次ベビーブーマーの世代・団塊ジュニア世代は年間 210 万人程生まれてきました。まさに私も第二次ベビーブーマー世代ですけれども、第一次ベビーブーマー世代と違ってより共働き化が進んで、少子化世代でもあります。政府は一生懸命少子化対策をしてきましたが、第二次ベビーブーマーがそろそろ産み終わるので、第三次ベビーブーマーが日本では起こらなかった。そういったなかで第二次ベビーブーマー世代が定年して介護が必要になってくる、そういった時期が 2040 年から 2050 年の時期です。

ここで、日本の介護保険が一体どうなっていくのか、日本の年金制度の持続可能性はどうか、です。非正規化・格差社会が進む中で老後の生活のより格差というものが広がっていくのではないかと、そんな不安感の中で私たちは色々不安を抱えながら生活をしています。

量的な視点からみると、この 2025 年問題、そしてその次の 2040 年、2050 年問題にどういうふうに対応していくのか、そしてダブルケアが負担ではない、ダブルケアしながら働きやすい、ダブルケアしながらより良い生活ができる社会に向けての設計を、今必死に全国で市民団体の方たち、自治体の方たちと総力を挙げて検討・実践をスタートさせている、そんな時期に入っているのだと思います。

ダブルケアの構造要因としては、2 番目が労働市場の問題です。雇用の質が劣化して非正規共働きが増えて、またそれは若年層でも広がって、親の経済的な扶養の期間、あるいは精神的な扶養の期間が長期化して、それがまたダブルケアのリスクを高めているような側面があります。また、女性の就業率が上昇しているというような構造要因の中で、育児と介護と仕事と。団塊世代の方でまだ仕事をしている方たちにインタビューをすると、仕事をしながら共働きの娘・息子の子ども、孫支援もして、そして、長生きしている親の介護という、「孫支援と介

護」というダブルケアの実態も、私たちの調査から一定層が浮かび上がってきました。

また、男性の長時間労働、ケアと仕事の両立困難、育児離職・介護離職の対応が求められてきましたが、育児離職・介護離職の中でも事実上「ダブルケア離職」とでもいうべき一定層がいるのではないのでしょうか。

そして3点目は地域・親族ネットワークの縮小や家族機能の変容です。頼れる親族・近所の知り合いがいない、兄弟数が減少して介護や育児を分担できるネットワークが少なくなっていると。これはより2040年、2050年ぐらいの今の少子化のもとで生まれている子どもたちの文脈の中ではこの要因というのはもっともっと深刻化していくかもしれません。

そして最後に、縦割り制度の構造要因です。国としても地域包括ケアシステム、あるいは子育ての部分では妊娠期からの切れ目ない支援ということで介護と子育て部門での包括的・統合的な試みが模索されています。ところが、実際としては、介護と子育て、両制度が縦割りでまだまだ領域横断的ではない部分があって、制度からこぼれ落ちるダブルケアラーの方たちの複合的な負担や孤立がみられます。

大阪府の堺市の場合には、ある意味トップダウン型のダブルケア支援みたいなものがここ数年展開されてきたと思います。3年前、堺市の市長がダブルケアの記事をご覧になってこれは将来堺市民の重要な課題になるというふうに察知されたと堺市のヒアリングで聞きました。そこで近隣の大学とスピーディーに実態調査をされて、基幹型地域包括支援センターにおいて、育児と介護の総合相談窓口というものが設置されました。それによってダブルケアのケースが顕在化されて、ケア会議の中でもダブルケア世帯を対象とした丁寧なケアアセスメントやケース対応というものが今なされているという状況です。

さて、横浜においてこのダブルケアの調査研究活動というものが2012年からスタートしてきました。横浜の場合には370万人都市で非常に大きな自治体です。横浜市の場合には政策局という中心的な部局がダブルケアの課題を「オープンイノベーション」といったような切り口でアプローチされたことがきっかけです。

また、横浜市の場合には非営利セクターの方達、NPOやワーカーズコレクティブの団体、あるいは神奈川のネットワーク運動の活発な地域ネットワークがあるエリアです。その非営利セクターの方たちが行政、また大学と組みながら2012年度からダブルケアの実態調査、そして当事者同士のダブルケアカフェ、あるいは支援者向けの研修プログラムです。あとは横浜信用金庫やIT企業と連携したダブルケアラー支援の開発です。地元の中企業の人達をよりダブルケアラーのサポートの産業育成というところでマッチングできないかということで、横浜市さんと横浜信用金庫さんが経営創業支援といったような取り組みを2015年度から試験事業的にされています。横浜の場合は堺市と違って少しボトムアップ型、あるいは企業や産業とイノベーション的な切り口でこのダブルケアのテーマが取り上げられてきました。

そして、資料でお付けしているのですが、地域のダブルケアの話し合いの中で、ご覧のダブルケア・マトリクスという包括的ケア支援にかかわるステイクホルダーの課題は何なのか、地域の文脈に基づいた、ダブルケアを通じた地域作りの対話というものを、横浜市の政策局は大事にしています。後の資料は、このダブルケア・マトリクスの討議からでてきた論点をまとめたものです。ご覧の1・2・3・4と論点整理をまとめていますけれども、働き方の問題、またそもそものダブルケアという問題を地域的・社会的にまずは認知を広めていくことが必要だということが示されています。

また、ダブルケアラーの方たちの繋がりや、ネットワーク作り、当事者の方たちの駆け込み寺のような所を作っていくということで、市民団体の方たちがクラウドファンディングなどを利用して、地域のきめの細やかなダブルケアカフェの開催をNPOの方、ワーカーズコレクティブの方、また任意団体の方たちが取り組んでおられますし、これは香川ですとか岩手ですとか、また北海道でもダブルケア当事者の方が色々と支援ネットワークの構築に着手されていますし、当事者のボトムアップからのダブルケア支援の取り組みがこれからますます広がっていくのではないかと思います。

そしてダブルケア支援のあり方、縦割りの子育て、介護支援サービスをどういうふうに連携していけばいいのか。これまでの私たちの7年間の議論の中で出てきた論点というものをここでちょっと参考資料としてお付けしていますので、皆さんの各地域の中での議論、あるいは取り組みの際、是非ご参考にさせていただければと思います。

このダブルケアというのは国レベルでは2015年から取り上げられました。

私も国会に呼ばれて意見を申し上げてきましたが、まだまだ国としてもダブルケア、あるいは多重ケアという問題の認知からであり、縦割りの様々な政策をどういうふうに統合していけばいいのか、国としても今、地域包括ケアシステムの再編あるいは地域共生型社会への取り組み、また最近では「全世代型の社会保障へ」というような方向で色々な横断的な取り組みが進められようとしているところです。

ただ、国の調査は2016年の4月に公表されて厚生労働白書においてこのダブルケアの言及がされた以降は、地域包括ケアシステムの再編成という中でこのダブルケアというテーマが捉えられるようになりました。

振り返れば、各時代においては、この既存の制度や構造を見つめ直す横断的なテーマがありました。

80年代から90年代は、男女共同参画という視点。2000年代前後からは、若年層の非正規化労働問題の悪化という中でニート若者支援という切り口。そして、この2010年代後半からは、少子高齢化の問題はより根深くなってきた。そして、貧困・格差社会というような問題も根深くなっている中で、このダブルケア・多重ケアという世代内関係だけではなく、世代間関係のところからケアの関連を見つめ直して既存の制度や構造を横断的に見つめ直していこうという取り組みが求められてきている状況にあるのではないのでしょうか。

そこで、国としても様々な実態調査を行ってきていますし、私たち研究チームとしてもダブルケアの実態調査というものを第8弾まで重ねてきました。

ここでは時間の関係から、最新のダブルケアの実態調査をいうものをご紹介します。

ソニー生命の「ダブルケアに関する調査の2018」です。

ここはダブルケアラーの方だけに、男性ダブルケアラー500人、女性ダブルケアラー500人の方に聞いた調査です。この最新の調査から見えてきたのは、30代の2割の方は育児よりも介護が先に来たダブルケアラーであったことです。全体としてはダブルケアラーの中で育児と介護どちらが先かというのは、育児が先のダブルケアラーという方が8割でしたけれども、年代別に見ると30代の中では2割が介護が先ということで、晩婚化・晩産化が進む中で介護を先にしながら結婚・出産・子育てというような実態がこれからより一段進んで行くのではないかなというようなことを考えさせられます。

そういった中で、今後ダブルケアラーのニーズをどういうふうに考えていけばいいのか、ダブルケアラーの方たちに聞いたところ、3つのニーズが浮かび上がってきました。

労働の柔軟性への取り組み、そしてダブルケアラーへの経済的支援、そして、本質的な部分はダブルケアというものを社会で、地域で、職場でしっかりと認知して欲しいと、まずはそういう人がいるんだと、そして、そういう人たちがどういうふうな状況に置かれやすいのか、まずはそこでのダブルケアの理解や認知というものを当事者の方たちがもっとも本質的にもとめているというのがこの私たちの一連の調査研究活動から浮かび上がってきたことです。

今後、私たちはダブルケア時代の家族政策として一体何を考えていけばいいのか、今回ダブルケアから考えるということで3つの点を挙げさせていただいています。

まずは、ダブルケア・多重ケアから企業や働き方、社会のダイバーシティを考えていこうという視点です。今、ワークライフバランスの取り組みも第1ステージ、第2ステージくらいの状況にあるのではないのでしょうか。ダブルケアというのはある意味ワークライフバランスの第3ステージに位置づけられるような問題ですけれども、ここでは社員の多様な属性、あるいは多様なケアの状況というものを理解しながら社会や労働環境のダイバ

一シティーを考えていくということが重要になってきています。また、国や自治体の諸政策をダブルケアの視点から見直していくことですね。

企業の採用や育成・定着に多重ケア・ダブルケアの視点を当たり前に入れていくことです。こういったことが先進的な企業で段々と始まってきています。

自治型・包摂型・多世代型の地域包括ケアシステムというものを今後企業と連携してどういうふうにつくっていくのか、ということを考える必要があると思います。

その際、当事者のニーズの定義に基づいた多世代にまたがるケア関係を射程に入れたケアシステムの構築というものを地元の企業・中小企業、そして大企業といった企業と連携しながら進めていくことが大変重要な状況にあると思います。

最後に、冒頭申し上げたように私たちの社会というのは、労働中心・生産性効率性中心の見方が根強いですが、同じ8万時間あると考えたときには保育・介護・ケアといったようなワークの社会的・経済的評価をあげていくこと、そしてその労働の適正な評価や処遇改善を行っていくことが、大変重要です。

また後半のディスカッションのところで、調査結果などにも言及させていただくこととなりますけれども、前半の私のお話は以上で締めくくりとさせていただきます。

ご清聴どうもありがとうございました。

行政説明

「虐待防止に向けた実態調査」について

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課 主幹 秋田 裕幸

ただいまご紹介いただきました北海道保健福祉部施設運営指導課の秋田と申します。よろしくお願ひいたします。

本日の行政説明として、道が実施をいたしました「施設における高齢者・障害者虐待防止に向けた利用者等実態調査及び施設従事者実態調査」結果についてご説明を申し上げます。

ご案内のあった資料をご覧くださいと思いますが、表紙をめくりまして、1ページの調査概要ですが、この調査は①のとおり、施設職員による虐待事案を未然に防止するため施設利用者ご本人とご家族に日常のサービスなどに関する意見を聴取するとともに、現場の介護職員等には虐待防止に意識を高めてもらうことも兼ねましてご回答いただいたところでございます。

調査対象は②のとおり、無作為に抽出した道内の介護老人福祉施設 30 施設、それから障害者支援施設 20 施設の利用者ご本人またはご家族、と施設従事者それぞれ 10 人ずつ。合計 1,500 人に対し調査を実施いたしました。調査方法・期間・調査項目は③④⑤のとおりとなっております。回収率は⑥のとおり介護老人福祉施設では 694 人、回収率が 77.1%となっております。

続きまして2ページをご覧ください。まず(1)の施設職員の対応に関してですが、ご本人からの回答では「職員が呼んでもすぐに来てくれない」が最も多く 26 人。「介護が丁寧でなく、なげやりに感じる」が 22 人などとなっております。また、ご家族からは、「介護が丁寧でなく、なげやりに感じる」が 11 人。「心無い言葉で、不快な思いをした」が 10 人などとなっております。下段の全回答を占める割合ですが、職員の対応になんらかの不満を感じたことがあると回答した方はご本人、ご家族併せて 87 人、で全体の 18.5%となっております。

次に3ページをご覧ください。施設職員から中段のグラフに明示をしているところですね、されたことがある

かという問いに対しましてはご本人、ご家族あわせて「介助されずに長時間放置」がもっとも多く7人、ついで「怒鳴られる、悪口を言われる」が3人などとなっております。また下段の全回答者に占める割合ですが、こうしたことがあると回答した方はご本人、ご家族あわせて18人で全体の3.8%となっております。

次に4ページをご覧ください。

(3)はこうした施設職員の不適切な対応に関してどこに相談したかという質問であります。ただいま例示しているような経験が「ある」と回答した方は105人のうち、「相談しなかった」方が35人の33.5%、「相談した」という方が50人47.6%などとなっております。また下段の誰に相談したかという質問ですが、ご本人は施設職員が14人、次いで家族・知人が7人、ご家族は施設職員が12人、家族・知人が4人などとなっております。

5ページをお開きください。相談しなかった方の理由ですが、ご本人では「相談する先がわからなかった」が9人、「相談しにくい雰囲気がある」が5人。ご家族では「相談したことで立場が悪くなる恐れがある」が7人などとなっております。

次に6ページをご覧ください。ここからは施設職員に対する意識調査となります。まず(1)の職場環境についてですが1つ目の業務に対する負担感では、感じているが146人65.2%、その次の仕事上の相談相手については「いる」が184人82.1%、利用者から性的嫌がらせや暴力などといういわゆるクライアントハラスメントの経験がある職員は121人54.0%という結果でございました。

次に(2)の虐待に関する認識ですが、「日常のケアを行う中で虐待に該当する行為ではないかと自ら思ったことがある」職員は78人全体の34.8%で、そのきっかけとしては、「ついやってしまった」が33人「ストレスがたまっていたから」が18人、ついで「セクハラや暴力を受けたから」が17人などとなっております。

7ページですが、虐待と思われる行為や不適切な行為をしそうになった経験の有無について、全部で224人の職員のうち117人52.2%の職員がしそうになったと回答しており、そのきっかけとしては「ついやってしまいそうになった」が45人、「相手が言うことを聞かなかった」が37人、「セクハラや暴力を受けたから」が33人などとなっております。

概要につきましては以上でございますが、本編につきましては自由記載欄にも設けてありまして、その部分についてもすべて掲載をしております。その中では今回お手元にごさいませんが本編は表紙にウェブサイトに記載しておりますが、そちらのほうに全て掲載をしておりますけれども、触れさせていただきますが、入所施設への改善要望に関しての内容についてが29件ございまして、ただ一方、施設への感謝が綴られている内容についても70件寄せられている状況でございます。

施設職員からの意見では高齢者の尊厳を支えるケアを行うために日頃感じていることについての設問への解答ですが、例をあげますと、「時間に追われながら仕事をしている時もあり、適切な支援とは何か本当に自由に個人を尊重した支援が行われているのか悩む時がある」、「何気ない一言・行動が高齢者の尊厳を犯してしまっている可能性があるのでは」など、76件の思いが寄せられておりまして、貴重なご意見をいただくことができたというふうに考えております。

続きまして資料に戻りまして、8ページをご覧ください。この調査は今年で3年目となりまして、その推移の概要ですが2の(1)(2)両方の施設職員の対応に関してです。調査施設は毎年異なるわけですが、「職員を呼んでもすぐに来てくれない」「介助されずに、長時間放置される」ことなど、ほぼ例年同様の回答の傾向となっております。

3の施設職員に対する調査は昨年度から実施をしておりますが、昨年度の回答傾向につきましても、ほぼ今年度と同様の結果となっております。先ほど申しましたとおり、今年度の調査結果については、ホームページで公表しておりますし、また、施設・事業所に対する集団指導ですとか、研修会などにおいて広く周知を行いまして虐待防止の徹底や職場環境の改善など、適切な施設運営に活用していただくこととしております。また、この調

査につきましては、これまでの結果を踏まえまして、調査方法等の見直しを検討しておりまして、道としましては高齢者の方々が安心してサービスを受けられますよう今後とも虐待の根絶に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を引き続きお願いを申し上げます。

以上、私からの行政説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。

講演

「成年後見制度のあらまし」

札幌ことぶき法律事務所 弁護士 井川 寿幸 氏

ただいまご紹介に預かりました弁護士の井川でございます。

本日は平成 30 年度高齢者権利擁護を考える集いにてお話させていただくことを光栄に思います。具体的な権利擁護については後半の実践報告にゆだねることといたしまして、私からは成年後見制度のあらまし、概略について説明させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

次のスライドに移ります。弁護士が本人を代理して本人支援に関わる場合として、専門職として後見人などに選任される場合としては、弁護士会の推薦を経るなどして、家庭裁判所から選任される事案、本人からの委任を受けて、後見・保佐・補助の開始を求める事案、本人以外の家族からの委任などを受けて、後見・保佐・補助の開始を求める事案があります。

これに対して、ホームロイヤール契約であるとか、あるいは任意後見契約など本人の依頼によって、本人のアドバイザーになったり、あるいは財産管理のサポートをしたり、あるいは将来に判断能力が低下した場合に備えて任意後見人として支援できるように契約しておくなどの場合もございます。弁護士が財産管理を行う経緯として判断能力がある方と契約による場合もありますけれども、今回は裁判所の審判を経て後見等を開始するケースについてお話をしたいと思います。成年後見制度の特徴は選任に裁判所が加わる、関わるということになります。

次のスライドに移ります。成年後見制度が開始される場合として、成年後見制度の区分は事理弁識能力、ご本人の判断能力から区分されます。

「後見」は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者。

「保佐」は精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者。

「補助」は精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者、とされます。

これだけではよくわからないと思われた方も多しいと思います。

この点、旭川の家庭裁判所で主治医向けの案内では、後見は長谷川式で 10 点以下、精神の手帳が 1 級、あるいは IQ が 35 以下だといった目安が示されています。保佐のほうは療育手帳で B だったり、あるいは長谷川式で 11 点から 15 点以下だったりとされています。ただ、これはあくまで目安で、長谷川式で点数が 2 桁でも後見が必要な方はいらっしゃいますし、逆もまたあります。ものさしに囚われすぎないように気をつける必要もあります。

次のスライドに移ります。成年後見開始の申立てということで、ではどこに申立てるかですけれども、これは本人、被後見人・被保佐人・被補助人となるべき人を本人と呼びますがけれども、本人の住所地を管轄する家庭裁判所とされています。たとえば室蘭市に住む本人についての成年後見開始の申立てであれば、札幌家庭裁判所室蘭支部ということになります。どこが管轄になるかわからないということであればお近くの家庭裁判所の方に問い合わせただければそこは教えていただけるのではないかと思います。

次に誰が申立てるか、申立権がある人は誰かですけれども、基本的には親族。本人・配偶者のほか4親等内の親族とされています。いとこくらいまでということになります。そのほか、すでに補助や保佐が始まっている場合などについては関わっている保佐人なども申立権があります。その他、任意後見契約を受任していたり、あるいは任意後見人監督人になっている方にも申立権があります。

任意後見が本人のご希望だったけれども任意後見契約では対応できない事態が生じたり、あるいは監督人からみて任意後見人の事務処理が不適切だったりすると法定後見の方がいいのではないかと考えられることもあります。その他虐待対応などでよく活用されるものとして、老人福祉法や知的障害者福祉法、精神保健福祉法などで市町村長が後見開始・保佐開始・補助開始の審判の申立てができる旨を定めています。

虐待対応で活用されるといいましたが、条文上はどの法律でも福祉を図るため特に必要があると認めるときとしているので、虐待が原因でなくても本人の権利が損なわれていれば活用できる制度になります。

どのようなものが必要になるか、申立てに何をを用意すべきかですけれども、そこはこちらの方にも書かしていただいているように戸籍謄本であるとか、あるいは住民票、あるいは本人の診断書、たいていの場合は家庭裁判所で様式が定まっています。それと本人の登記されていないことの証明書、これは法務局でとれるものですが、これもこれまでに後見人・保佐人・補助人として登記されたことがありませんといったことを証明してもらう書類を法務局で出してもらうことができます。

その他本人の財産に関する資料と裁判所に求められるものを出していくこととなりますけれども、各家庭裁判所で書式が用意されているはずなので、そちらのほうをまずお問い合わせ等いただいた上で用意していくということになります。

それと、この申立てにあたっては、財産関係等明らかにできる資料を求められるところでありまして、たとえば、ご本人の財産を子供が管理しているというの、その子どもの虐待、経済的虐待が疑われるという理由で後見開始すると、して欲しいと申立てるときには、その当の本人の協力は得られないだろうということで、財産関係は不明ということでも申立てはされますし、受け付けてもらえます。そういった事情があればということです。その他にも推定相続人、本人が今亡くなった場合に相続人になる方、の意向調査も求められます。これが結構大変です。

札幌家庭裁判所では甥や姪が相続人になる場合にはそこまでの確認は求めなくてもいいとはされているのですけれども、兄弟姉妹が相続人になる時には可能な限り同意書を貰ってきてくださいといわれます。

あと、その戸籍で確認のできる兄弟すべてを明らかにしようとすると、ご本人のお父さんやお母さんが生まれた頃までの戸籍を遡ってその間にお父さんお母さんから生まれた子どもがいないかの確認があるので、戸籍を何度も何度も取って行ってという作業が必要になりまして、そこでだいぶ時間がかかることがございます。その上で、見つかったご兄弟について戸籍の付票などを取り付けてご住所にあてて同意いただけませんかといった問い合わせをすると、そこで書類を集めるのに時間がかかるということがございます。

次のスライドに移ります。成年後見開始の申立ての費用ですけれども、まずは収入印紙 800 円分、各家庭裁判所で定める額の郵便切手、札幌家庭裁判所だと 3,180 円となっています。これは何円切手が何枚という形で決まっているのでこれも申立ての準備する時に家庭裁判所に問い合わせてください。それと後見登記の手数料として別途収入印紙 2,600 円が求められ、さらに必要に応じて鑑定費用、本人の能力についての鑑定費用を求められることがございます。

これは概ね 5 万円、6 万円といった数字になりますけれども後見等の必要性を争うような親族がいなくて、診断書がしっかりしていると、鑑定なしで審判されることのほうが多いです。なので、そういう場合には鑑定費用 5 万 6 万といった費用はかからないということになります。で、あわせて申立てを誰かに、弁護士などに委任しようとする、そこでは弁護士費用等が別途かかることとなりますのでご注意ください。

それと、その保佐や補助を申立てる場合には合わせて「代理権付与」も申立てるのが通常です。代理権付与というのはただ保佐人になってください、してくださいと言うだけでなく、その保佐人に代理権もつけてくださいということを申立てるのですけれども、これ、その代理権の付与の申立てをすると別途手数料として収入印紙800円が求められて、私もうっかりして800円忘れてそういえば用意してなかったということで家庭裁判所の地下のコンビニに買い足しにいったということもあつたりしました。

次に後見人の資格ですけれども、これ後見人に選任されるために必要な特別な資格というものはありません。民法では未成年者や辞めさせられた後見人であるとか、あるいは本人と訴訟している人や、その家族といった人が除外されるだけとなっています。

ただ実際に後見人等に選ばれるのは、ご本人の親族であつたり、あるいは弁護士や司法書士などの法律専門職、あるいは社会福祉士などの福祉関係の専門職が選ばれることが多いです。

後見人には法人もなりえます。例えば社会福祉協議会が後見人になるという、法人としての社会福祉協議会が後見人になるということもあります。最近ではこの後もお話があるかもしれませんが、市民後見人の活用を推し進められています。

次のスライドに移ります。書式ですけれども、ここにも色々紹介しておりますが、こちらまず札幌家庭裁判所の後見センターに問い合わせれば書式は用意してくれるので、こちらに問い合わせしていただけたらと思います。札幌圏以外の方でも最寄の家庭裁判所に問い合わせいただければそちらは対応してくれるはずですが。書式の中で札幌家裁の診断書の書式の中ですと、例えば、自己の財産を管理・処分することができない、自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要である、あるいは自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合があるといった意見を書く欄と、長谷川式の点数など判定の根拠を書く欄があります。この診断書は主治医や精神科医に書いていただくことが多いですけれども、必ずしも精神科医等でなくてもそれ以外の医師の作成でも構わないとされています。

次のスライドに移ります。成年後見開始の申立て、申立てられた後の審理ですけれども、ここは本人の能力程度について診断書や鑑定をもとに調査がされます。後見で申立てたけれども、裁判所の方でこれは保佐や補助は相当なのではないかと判断されたり、あるいは保佐で申立てられたけれども裁判所の方でこれは後見相当ではないかと考えられた時に裁判所から申立ての内容を変更することはしませんか、といったことが促されたりすることもあります。

それと申立人において、後見人にはこの人が相当だと思つますといった形で候補者を立てている場合ですけれども、そのような場合にはその人の適格性も審理がされます。法律の要件としては本人の能力以外にそれ以外に後見を必要とする事情というのは基本的には審理がされておりません。

後見人の数ですけれども、通常は1名です。ただ、必要に応じて複数選任されます。複数の場合、その複数の後見人が共同して権限を行使してくださいとされる場合もあれば、権限の内この権限はA後見人が、この権限はB後見人が行使してくださいと事務分掌が出されることもございます。そして不服がある場合、後見開始の審判に不服がある場合ですけれども、即時抗告ができます。

「即時抗告」ってなんですかというところですが、高等裁判所への不服申立てになります。後見開始審判の告知を受けてから2週間以内にすることができるとされています。基本的には、後見の申立権のある人には即時抗告の権限もあるとされているのですけれども、申立権者全員に審判告知するわけではなくて、告知をされなかった申立権者については成年後見人に選ばれた人に告知がされてから2週間以内に即時抗告をしたいのであればその間にしてくださいということになっています。後見開始の審判に不服があれば即時抗告で争うことはできるのですが、後見人の人選を争うということとはできないとされています。

次のスライドに移ります。成年後見制度の内容、いったん申立てを考え始めた場合に戻って、「後見人・保佐

人・補助人」がどういことができるかを説明いたします。

まず「後見」ですけれども、これは日用品の購入などの日常的な契約など以外について契約を取り消すことができます。また、例外はありますけれども後見人には包括的な代理権があるので、ほとんどの契約は本人に代わってできます。

これに対して「保佐」ですけれどもこれは民法で決まった重要な行為について保佐人の同意なしでできなくなるというものになります。この重要な行為の例としてはここに書いてあるように、預貯金の払い戻しなどの元本の領収・借財、借金ですね。保障・不動産など重要財産の処分、贈与したり、相続放棄したり遺産分割したりすることが所定の行為として掲げられています。これらをするのに被保佐人となった本人単独ではできません。保佐人の同意が必要になると、いうことになります。

代理権について説明いたします。代理権付与についての申立てというのがされると、別途代理権が保佐人に付きます。逆にいうと先ほども申し上げましたが代理権付与の申立てをしなければ保佐人に代理権はつきません。その代理権の内容もケースケースに応じて与えられる代理権はさまざまになっています。申立てでこの人にはこの代理権とこの代理権が必要であるといった形で申立てられて裁判所の方でその必要性を吟味して代理権を付与していくことになります。

最後は、「補助」ですけれども、補助は補助を開始すること自体について本人の同意が必要とされています。本人の同意があって、決められていた特定の行為についてだけ補助人、本人の単独の意思ではできない。補助人の同意が必要になるというふうに定められます。例えば5万円以上の支払いを要する契約をするには補助人の同意が必要とするといった形で、後見人や保佐人と比べると範囲を狭めた形で同意権が補助人に与えられることになります。

次のスライドに移ります。成年後見人の活動、次は後見の場合に絞って説明していきます。後見人の活動、大きく分けると「身上監護」と、「財産管理」になります。

「身上監護」というのは具体的には介護サービス・施設入所や医療・教育に関する契約、あるいはその解除、契約に基づく費用の支払いやサービスの履行状況の確認等、広範囲に渡ります。ただ、実際に被後見人に本人を介護することまで求められるかという、それは身上監護の中には含まれません。身上監護というのは、介護を受けられる環境をセッティングするのが仕事であると理解いただければと思います。

「財産管理」というのは、「被後見人の財産全体を把握し、包括的代理権を行使することによって、これらの財産を保存したり、一定の範囲で被後見人のために利用したりすることを言います」と書きましたが、要するに家計を管理して本人ができない契約を代わりにしてあげて、それを家庭裁判所に報告できるようにしておくということになります。その下に書いた身上配慮義務というのは基本方針みたいなものになります。民法858条で定められているものですけれども、「後見人は被後見人の生活、療養監護及び財産管理に関する事務を行うにあたっては成年被後見人の意思を尊重し、かつその心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」とされています。本人の意思を無視した活動はその義務に反するということになります。

次のスライドに移ります。成年後見人の活動で、就任直後の後見人がどのようなことをするかというと、まずは本人との面談、まずはといいましたが、順番は前後するかもしれませんが、本人と面談する、親族とも面談する、医療・福祉支援者とも面談する、財産管理の引継ぎを行う、金融機関や銀行などですね、保険会社、保険に入っている場合ですけども保険会社、あるいは市役所等への届出をしていきます。年金のほうについても連絡、今後の連絡は後見人のほうにしてください等の届出をしたりします。

そして、その後見開始審判確定後、約1ヶ月以内に就任時事務報告書を提出いたします。審判の確定というのは先ほどお話した即時抗告というのでできなくなったことで、審判が確定するというのがあります。誰からも即時抗告がなく、争われなくなったことによって、その出された審判が確定すると、そうするとそこから1か月な

ので大抵の場合は2週間プラス1か月間ということで、それくらいのスパンで第三関係の調査や本人、親族との面談等を済ませて報告をしていくと。これは締め切りが決まっていることなので、なかなか色々動いているけれども、調査しきれないよというときでもその期間までにまずは報告を上げないといけないと言われております。財産管理ですけれども、収支の記録をつけるというのが大事な仕事です。どこまで記録をつけないかというところですが、領収書さえ取っておけば、食費と雑費は何万円とか、概数で計上するのも許されるのではないかと思いますし、私もその程度に留めています。自分の交通費であるとか、そういったものについては一応ために記録をつけているのですが、後見人やそのご家族に預けた家計費がどう使われているのかについて、いちいち何月何日にどこどこで何を買ったとかそういうことまで記録するとちょっと大変ですので、領収書だけは取っておいてくださいと、そのうえでどれくらいの費用がかかっているかを記録してくださいといった形でお願いをしたりします。それと財産管理という意味では親族への扶養としてお金を出すこともあるかと思えます。

年金はご本人に入ってくるけどもその年金と一緒に生活している奥さんが生活しているというときに、奥さんのための生活費というのもそこから出してあげざるを得ないという、ただ、その扶養として出す額が相当な額に収まっているかというはよくよく考えないといけません。もしこれ払いすぎていたりすると、裁判所から指摘があったり、ご本人が亡くなった後に相続人からどうしてこんなにお金が減っているのですか？と責任追及がされる恐れもございます。そういうときに後から説明をするという意味でも領収書等をきちんととっておくというのが、後見人の身を守るためにも大事なこととなります。

冠婚葬祭等の交際費ですけれども、これも支出する相手方との関係や本人の財産状況を考慮して社会通念に照らして社交儀礼の範囲内といえるか検討します。ただ、そのご家族ではご祝儀で何百万かを包むのが普通だったとしてもご本人の生活がそれで立ち行かなくなってしまうのであれば、それはちょっと後見人としては出すことはできないと言ったりだとか、そのような形でそれまでそのご本人がお元気だったらどういう額を出すかということも考えつつも、ご本人の生活が成り立っていくのかということも考えて支出を判断していくこととなります。その他、財産管理として確定申告も、還付や納税が必要になるのだとしたら後見人の仕事となります。やること結構多いですけれども、ただし、ここで税理士費用は後見事務費用として本人の財産から支出できるものとされています。

次のスライドに移ります。成年後見人の活動で身上監護ですけれども、先ほども述べた通り「後見人は成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」とされますので、本人・親族や福祉支援者の面談を通じて意思を汲み取るように努める必要があります。それをしないで本人の意思を押し量るということではできないはずですので、この民法 858 条の義務を履行するためには当然ながら本人の話を聞いたり、あるいはご家族の話を聞いたりしていくということになります。その上で在宅生活から施設入所に移行する必要があるかどうかを考えたり、あるいは入院生活から退院後の生活をどうするかを調整したり、あるいは今いる施設からちょっと別の施設を検討したりといったことを考えていくこととなります。ここではその後、自分に知識がなくても、あったとしても地域包括支援センターの職員さんや担当のケアマネさん、病院のソーシャルワーカーさんや施設の支援相談員さんなどに相談して、情報収集していくべきだと思います。

次のスライドに移ります。成年後見活動の活動としてトラブルへの対応と書きました。成年後見人の本人の財産管理や身上監護するという仕事がございますので、そこでは本人がトラブルに巻き込まれた時にも対処する責任が生じます。

例えば被後見人が虐待を受けている疑いがあるとき、何が虐待になるかとかそういう話はまたこの後の事例報告でも出てくるかと思うのですが、虐待を受けている人を見つけたら通報するというのが高齢者虐待防止法で決まっていることですので、そういう対応をしたり、あるいはその虐待の疑いがある施設ではちょっと安全に生活ができなさそうだとせば、後見人としては別の施設に移すことを考えたりしていきます。それによって

本人の権利擁護を図っていくことになります。

家族が後見人に無断で取引を行った場合とも書きました。これはその行為が本人にとって不利益なものであれば家族に代理権はありませんということで無効を主張していきます。ただ、よく考えて本人にとって悪いものでなければ追認することもあります。例えばご本人がお持ちのアパート、空き室がある、家族が入居者をつれてきて勝手に契約をしてしまいましたと、給料も聞くと他の部屋に入っている方と変わらない額だなどのことであれば、その賃貸借契約は追認にしましょうかということもあります。ただ、その後のことは同じようなことをまたされるとちょっと困ってしまうので、事前に相談はしてくださいと注意したりはします。

その下ですが、本人が高額商品を購入した場合、本人が買ってしまったという場合ですね。後見人は日用品の購入などの日常生活に関する契約以外は被後見人の契約を取り消すことができます。これも内容によっては本人にとってあってもいいものかなと、金額も相当かなと思えば追認することもあります。もしこれが仮にですけども、後見人就任前に本人が高額商品を買ってしまった、買わされてしまったという場合だとちょっと違ってきます。就任以前ですと本人の行為に制限がないので取り消しというのができません。あとから後見人がつきましたといっても後見人がつく前の行為については基本取消権というものが行使できません。ただ、後見人がつく前ですけども、まだ成年後見の審判が出てなかっただけで、本人にそういう契約ができる意思能力なかったんですということをも主張して契約の無効を主張するという余地はあります。それともその場合、意思能力なかったですとこちらの方が立証しないとけないので、後見人になったあとに契約されてしまっ取り消しという場合と比べると、負担は大きくあります。

次のスライドに移ります。成年後見人の活動その他ですけれども、被後見人の債務整理・自己破産を進めたり、遺産分割、本人が誰かの遺産を相続するときに代わって進めたりするのも後見人の仕事になります。これは後見人が専門職でなければできないかということ、ここはその例えば親族の後見人が弁護士に委任して進めたりすることもできますので、必ずしも親族の後見人にはできませんよという訳でもございません。この場合、弁護士費用等というのも後見事務費として本人の資産から支出することになります。

そして「セルフネグレクトへの対応」とも書きました。本人が必要な医療を拒絶したり、あるいは自宅をゴミ屋敷にしている時にも身上監護の責任から解消に向けた努力が必要になります。とはいっても本人の意思を尊重しなさいという要請もありますので、本人の意向をまったく聞かずに勝手に室内のものを処分するというのも強引な話です。ただそういうことは後見人が一人で解消するというのはとても難しいことですので、多職種と連携で臨める環境を調整するのが主な仕事になるのかなと思います。それと、そんな重たい事案なのに後見人一人というのはつらいよ、という時であれば裁判所に複数の後見人ということでもしてもらえませんかということ、複数後見を求めていくことも考えられます。

次のスライドに移ります。後見人の代理権の限界と書きました。今度は逆に、後見人にできないことを案内します。まず居住用不動産の処分と書きました。家庭裁判所の許可が必要になります。これはできないというわけではないのですけれども、単独でできないというより家庭裁判所の許可なしではできないということですが、居住用不動産というのは、自宅を離れてグループホームに入居していたとしても長く住んでいたご自宅は居住用不動産として扱われますので、今誰も住んでないから居住用不動産ではないだろうというわけではございません。自宅を離れていたとしてもその自宅を売却しようとするればそれは家庭裁判所に売却する必要があるので許可してくださいといった形で申請をしていくことになります。

次に雇用契約です。後見のケースですとなかなか想像できにくいですがけれども、たとえばその被後見人ご本人に働いてもらいますといった契約など、ご本人の活動が求められる債務負担するときには本人の同意がないとできないということとされています。これは勝手に後見人が本人に働かせるといった契約はできない、となります。

また、成年後見の場合、後見人とは別に後見監督人がつけられることがあります。この場合には民法で定めら

れる重要な行為、先ほどもご紹介しましたけれども借金したりであるとか、保証人になったりだとか、相続放棄だったりとか、そういった行為をするにあたっては後見人の独断で進められなくて、後見監督人の同意も必要になります。

「後見人と被後見人の利益が相反する行為」とも書きました。これは、例えば成年後見人になっている弟が未後見人である兄から不動産を買ったり、あるいは売ったりするなら特別代理人を選任してもらう必要がある。その人がお兄さんに代わって売買の代理をするということになります。成年後見監督人がついているケースでは特別代理人を選ばなくても監督人が本人を代理して後見人と取引することができますのでそれも補足させていただきます。

そして、身分行為といわれるものですが、書きましたが、婚姻・結婚ですね、離婚・認知・養子縁組・遺言などはいかに後見人の目から見ても周りの家族から見ても望ましいものだと思われても、それは後見人にできることではないので、ご注意ください。お願いします。

次のスライドに移ります。

その他、後見人にできないといわれるものを案内します。医療同意権の有無ですけれども、これは後見人には同意権はないと解釈されています。ここなんです、医療同意、家族だったらできるのかというと、よくそんなふうに言われることはあるのですが、厳密な意味では成人の医療同意というのは本人にしかできません。本人が認知症などで医療同意ができないときに家族の同意が求められたりすることもありますけれども、これは後々の紛争を防止する意味はあるかと思えます。ご家族が同意してご本人が亡くなったあとにあの治療は適切だったのかどうかということが問題になったときに、相続人である当のご家族が同意していたのであればその人が適切だったのかと言ってくるのは少ないだろうという意味では意味があるのですけれども、実はご家族に同意権があるわけではない。

本人の同意が取れないときなどには後見人や家族の同意を取りたいところではあるのですが、家族は同意を取ること自体はいいのですけれども、後見人にはそもそもないと。そういう本人の同意が取れないときには例えば病院の倫理委員会などで患者にとっての最善の手術といえたのか、その他の治療を選択するべきではないのかといった点の決議をするなどをして対処いただくことが望まれるかと思えます。

そして今度保証人となることの是非とも書きました。

これも問題になりますが、特に身元保証、親族がいて協力が得られるというケースであつたらその方に協力をもって話が進むのですけれども、そういう方がいないと後見人で書いてくれないかと求められることが結構あります。まず保証人になる義務が後見人にあるかということはありません。保証人にならなかったからといって、それで施設入所ができなかったから身上監護を怠ったといわれるのかということ、そういうことにはならない。

ただ、それは義務がないというだけなので、義務じゃないけれど引き受けますよということで親族の後見人の方であれば引き受けてスムーズに進めることはあろうかと思えます。もしご本人が亡くなればいずれ自分が引き取ってお葬式あげるわけだし、身元保証しても問題ないよねと言って保証人になるのはよろしいかと思うのですが、これが弁護士の後見人となると、弁護士が本人の保証をするというのは後々本人に求償権が発生する。

本人が払えないから、代わりに保証人になった後見人が何か支払いをしたりすると、本人にその立て替えた分払ってくださいねという関係が生じてしまうのですけれども、潜在的な利益的相反が生じるので、弁護士が保証するというのは弁護士倫理に反すると言われて、保証は引き受けるべきではないとされます。これはしなくていいではなく、してはいけないというものになりますので、場合によっては懲戒の対象になりうるということになります。

身元保証を自分が引き受けたらすぐスムーズに進むなと思いつつもお断りさせていただくことになります。ただ、身元保証はできなくても後見人というのは医療契約できますし、施設の入所契約の締結もできますし、医

療費や施設費の支払いができます、医療に関する説明を受けることも後見人はできます。きちんと説明を受けましたといったことを後見人の名前でサインしてあげたりすることもできますので、そういった形で病院や施設の方に理解を求めていくことに努めるべきかと思います。言いたいのは、弁護士の後見人が身元保証を断ったからといって意地悪で言っているわけでもないし、けちだったりするわけでもないということです、ご了承くださいね。

次のスライドに移ります。最後に後見人の職務終了について説明します。辞任・解任・審判取り消しなどの終了原因がありますが、多くは本人の死亡で終了します。本人が亡くなることで終わります。そこで元後見人という立場になるのですけれども、元後見人はそれから2ヶ月以内に管理計算・収支計算を明らかにして、後見終了時における財産を明らかにして相続人に報告する管理計算。それと家庭裁判所への終了報告、それと東京法務局宛の終了報告、その他相続人への財産引渡しなどの事務を行っていきます。ここで現状維持のための保存行為ですか、債務の支払い、葬式・埋葬、預金の引き出しなどができるかどうかというと、例えば債務の支払い、「病院代最後の支払いが残っているのでお手元のお金から払ってもらえませんかね？」と言われたりすることもあるのですけれども、これ原則論では相続人に委ねるべきものとされています。

ただ、必要があれば相続人の意思に反することが明らかな場合を除いて、相続人が相続財産を管理できるようになるまですでに弁済しないといけない時期になっている債務については代わりにできますし、火葬・埋葬の契約などについてもできるということとされています。ここでできるというのは義務ではないので、そこまでやるのは負担が重いということと断ることも後見人にはできると、ただ、そこまで関わってきた方ですので最後に残った病院代くらい払ったりするのじゃないかなと思いますけど、私だったらしますけど。それともう一つ注意していただきたいのは、火葬・埋葬までの契約までができるとされているのですけれども、お葬式をすることまではできないと、これは、そのお葬式代を本人の財産から出してあげるといってもできないということです。お葬式代の負担どうするかというのは、あとで相続人の方で話し合って喪主を務めた方に相続財産からその分補填していかねと話し合って決めていただくことになります。ここで、この（スライドの）ページに書いた、出来ることとされたことについては後見人限定の話になるので、保佐・補助の場合にはできないということになります。

例えばですけれども、一人暮らしの被後見人の居室でのガス・電気・水道の契約の解約くらいまではしてあげられるのですけれども、借家の解約までするとすると賃借権を相続する相続人に判断を委ねるといことになります。ただ、施設入所中だった場合などは本人死亡で契約が終了するとされているのが通常だと思いますので、そういった場合には解約するのが誰かというのは問題にならないかと思います。

最後、以上かけ足になりましたが、成年後見制度の概要を説明させていただきました。後見を引き受けると、ここに書いたこと以外にも色々なことが起きます。基本方針は、身上配慮義務、先ほど申し上げた被成年後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態を及び生活の状態に配慮しなければならないということになります。ご清聴ありがとうございました。

実践事例報告

「実践的な成年後見制度の活用と課題」

(コーディネーター)

- ◆北海道高齢者虐待防止推進委員会 委員長 石川 秀也 氏
- ◆横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授 相馬 直子 氏

(実践事例報告者)

- ◇札幌ことぶき法律事務所 弁護士 井川 寿幸 氏
- ◇クランク合同事務所 司法書士・行政書士 岩井 英典 氏
- ◇小樽・北しりべし成年後見センター センター長 高田 友子 氏
- ◇公益社団法人北海道社会福祉士会 理事 平田 淳 氏
- ◇一般社団法人北海道介護支援専門員協会 会長 村山 文彦 氏

(コーディネーター)

- ◆北海道高齢者虐待防止推進委員会 委員長 石川 秀也 氏

それではただいまから実践事例報告を進めたいと思います。

テーマの趣旨でございますけれども、実践的な成年後見制度の活用と課題となっております。

ご承知のように全国を上回るスピードで高齢化が進行している北海道において、認知症高齢者の増加が確実に見込まれています。厚生労働省の調査等から推定された結果でございますが、認知症高齢者数は平成 27 年度で 24 万人、平成 32 年で 29 万 9 千人となっております。認知機能が低下した高齢者を経済的虐待や介護・世話の放棄等から守るために成年後見制度が非常に有効であり、重要な制度だと考えられます。

そこで本日は日々の業務において成年後見制度に携わっておられる弁護士、司法書士、成年後見センターのスタッフ、社会福祉士、ケアマネジャーとしてご活躍されている 5 名の皆様にそれぞれの立場で実際に成年後見制度をご活用していただいた事例についてお話しいただき、制度の活用と課題について理解と認識を深める機会にさせていただきたいと考えております。

まず冒頭にこれからの流れについてでございますけれども、各実践事例報告で各 1 名につき 15 分程のお時間をとってご報告をいただきたいと思っております。それぞれのお立場で成年後見制度をご活用した事例について結果発表をいただきたいと思っております。発表に対する質疑について時間内ではございますけど、最後に一括してお受けしたいと思っておりますので、ただ、時間が残るかどうかというところで不安なのですけれども、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

なお、各報告の中でもう少し掘り下げてお話を聞きたい事項については、私や相馬先生から各報告の終了時にお話をお伺いいたします予定でございます。その際には報告者の皆様よろしく申し上げます。

それでは早速ですが、実践事例報告を進めて参ります。

まずはじめに、弁護士の立場から札幌ことぶき法律事務所の弁護士さんでいらっしゃいます井川先生、よろしくお願ひいたします。

(実践事例報告者1)

◇札幌ことぶき法律事務所

弁護士 井川 寿幸 氏

たびたび恐れ入ります、弁護士の井川です。まず前半に引き続きまして私の方から報告させていただきます。こちらは前半と同じスライドを使わせていただいていたいました。

弁護士が財産管理を行う経緯として、判断能力がある方と契約による場合もありますが、今回は裁判所の審判を経て後見等を開始するケースについて報告いたします。

まず一つ目、これからお話するのはフィクションになります。相談者は同居の息子に暴力を振るわれたとして、とある施設に避難された 85 歳の男性です。地域包括支援センターの方から虐待対応できないかと相談を受けて面談をしました。自宅には引き続きその 50 歳の息子が一人で住んでいます。

ただ、この件では虐待対応できないかという相談だったのですけれども、行政からは息子が家事をほとんどしていないから養護者といえないとされたので虐待認定なしでどうにか進めることとなりました。高齢者虐待防止法での養護者による高齢者虐待というには、養護者が現に養護する者と定められていまして、大して家事をしていないのなら養護者といえないから虐待認定はできないですといった話がされました。個人的には現に被害があるのであれば、養護者に該当するかどうかは緩く考えて、ゴミ出しでもしてればいいんじゃないかなと思ったのですが、ここは見解の相違とのことでした。それはさておきですが、話を聞くと 5 年前に他界した奥さん名義の土地に、ご相談者名義の建物が建っているという状況だそうです。それ以外に格別の資産はない状況でした。

今後についての相談を受けて、最初は遺産分割事件として受任しました。お話しする限り、若干、疎通に難はありましたが、コミュニケーションは十分取れましたので、後見とか保佐はこの時点では考えませんでした。

それで自分名義の建物を自分の為に使いたいが、使える権利があるはずなのですが、土地については亡き妻の子である息子にも 2 分の 1 の相続持分がありますよとのことで、息子が相続した土地の利用権の持分についても調整しないといけなかったわけです。息子に出て行ってもらっても本人の一人暮らしは難しそうだとおられたので、息子から賃料の相当額を受け取るか、あるいは息子に退去してもらって売ってお金に換えてしまうかと考えられたのですが、土地については息子にも持分があるので、妻からの相続について息子と遺産分割協議をしなければ話が進まなかったわけです。虐待に思うケースだからといってなんでもかんでも成年後見制度を利用するというわけではなく、この時点では正直認知症があるとまでは思っていなかったので遺産分割を進めることで本人の権利擁護ができると思っていました。

ただ、遺産分割調停を続けている中で、どうもちょっと財産管理についてご本人の財産管理の状況について不安を感じ、ご本人自体も誰かに任せたいといった意向が現れてきたり、さらに対立関係にあるとはいえ息子さんにやっぱり財産を残したいという思いも生じられてきたようです。離れているとだんだん被害のことを忘れてしまっていて、お子さんのことが心配になってきてしまう、そういうことは結構よくあることかと思うのですが、そのようなご本人のお気持ち、揺れ動きがございました。

そこで、このままだと財産管理不安だねということで、信頼できる第三者に財産管理をしてもらいましょうかということで、この時点ではまだ私自身になるということまでは選択肢の一つとしてはあったのですが、必ずしも別に私でなくてもいいだろうと誰か適切な管理が委ねられるのであればそちらに任せてもいいのかなと思っていました。

遺産分割解決したあとですけれども、土地・建物一括して売って分配することになったのですが、それでご本人にまとまったお金ができてしまうので、それを環境調整しないまま本人にお金渡して息子さんと関わってくださいということになるとちょっと、年金の搾取等ちょっと心配だったところもあったので、きちんとご本

人の権利を守れないのではないかと不安もあって、その息子さんと私自身そのやりとりで信頼関係はそれなりにできていたのですが、私の思いも必ずしも裏づけがあるというものでもないで、ちょっと大丈夫とは言い切れなかったということで、遺産分割の調停のあとに改めて医師の診断を受けてその診断内容次第でどうしようかと考えたわけですが、「これは保佐相当ですね」とされたので、そうであれば保佐の申立てを進めましょうかということで、新たに委任を受けまして今度は本人申立てで保佐開始審判を申立てたという次第でした。

この件は医師も診断依頼でホームロイヤー契約の締結とか、あるいは社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の活用も考えていたケースでした。

次のスライドに移ります。これもまたフィクションになります。こちらは地域包括支援センターの職員からの相談でした。

グループホームに入居している88歳の女性についての相談でした。

金銭管理を東京に住む長女に任せているのですが、施設利用料の遅延が何度か繰り返された末に、現在3か月分の滞納となっているということで、契約上は退去せざるをえないという状況になってしまっていることでした。年金がどこに振り込まれているか、額がいくらかなどはこちらからは分からなかったのですが、介護保険料が2割負担ということは分かっていました。介護保険料2割負担というのは相当な年収になるのではないかと、ということになるにも関わらず、施設利用料が払われてないというのは、これは長女による使い込みではないか、経済的虐待が疑われたわけです。本人も「あなたの施設料滞納されてます」と説明を受けて、預けているはずの長女への憤りをあらわにされていたのですが、どうしますかといってもちょっとどうすればいいのかわからないみたいなご様子だったので、ちょっとその後どうするかと考えました。

次のスライドに移ります。ご相談受けましてこの件は最初から専門職による財産管理を開始するという方針としました。コミュニケーションしていて当初から保佐相当かな？と見込まれたのですが、医師の診断でも同様の診断がされました。ここですが、お医者さんによってはある意味気を利かせて後見ということにしておいたら話が進みやすいのではないかと勝手に気を利かせてそういう診断書を書いてくださったりする方もいらっしゃいますが、この件については逆に後見となると本人申立てのハードルがちょっと高くなってしまいますので、この件だったら保佐相当だと思いますね、といった意見もちょっと間接的にお伝えしてくださいといった申し送りで、決してそれで影響されたわけではないと思うのですが、保佐相当の診断がされた経緯だったようです。

本人申立てでも支障はなさそうだと思われたので、保佐申立てということで進めていったのですが、後見相当になると何が問題かという、委任契約の意味を理解できていないのではないかと疑われるかもしれない。後見を開始することについて反対の親族がいた場合には代理の無効を主張されたりするかもしれない。特にこの経済的虐待への対応とするとこの件の長女からすれば、後見人なんかついたら困りますので、そんな申立て無効じゃないかといった、攻撃をしてくるかもしれない。そこでその後見の本人申立てとなると、そういう隙を与えかねないということで、保佐申立てで進められるのであれば本人の権利制限も少なく済みますし、さらに言うと保佐相当であれば人に財産を任せるといった契約の意味は理解できるだろうということで保佐相当のほうがいいなと思いつつ進めていった次第でした。

もし仮に後見相当ですと、先生はその保佐相当と思われるかもしれないけど医師の目から見ればこれは後見ですよということになれば、そこはあえて本人申立てで進めることもありませぬでしょうし、もしくは市町村長申立てですることによって、それはその自治体のほうに促してしてもらおうとも考えたりしましたら、結局そこは保佐の診断だったので、悩まずに本人申立てでできました。

本人の保有する資産は本人からのヒアリングでもよくわからなかったのですが、某銀行からの封書を見たといった話もあって年金受給日前にその銀行に本人同行して行きました。そこで通帳の紛失届けと再発行申請を進めることにしましたが、ここでその判子も変えてもらいました。取引履歴を確認してもらおうとどうにも年金っ

ばいものが振り込まれている口座で、2ヶ月に1度定額の支払いがあるということが確認されてここでその判子を変えるという手続きをとったことで、通帳と判子を持っている長女の方が払い戻しすることを止めることができました。

保佐申立ての準備には書類集めに時間がかかってしまいかねないというところもあったので、申立てを待っていたら年金を勝手に長女に下ろされてしまうかもしれないかもと申立て前に動いたというところでした。あと、同意書の問題もございまして、保佐申立てにあたって通常は推定相続人の同意書が求められるのですが、経済的虐待の事案で同意書を求めるうちに妨害をされるといった恐れがあったので、あえて同意書は準備しないで保佐申立てを進めてしまいました。当然、家庭裁判所の方から推定相続人の方に意向照会はされるのですが、申立て前に妨害をされたら困るということで、そこは長女にさせられないように進めるということでやっていきました。

その後、この件は無事に保佐開始審判されまして、申立てにあたって本人申立てだったので、私が引き続きやるよりも審判で初めて選ばれる保佐人のほうが中立的な立場で動きやすいのではないかとことを思いまして、私が保佐人候補者とならず申立てていました。なので、ここでは別の弁護士が保佐人に選ばれて、私の活動は終わっています。引継ぎの打ち合わせまではしております。ということで、この件は終了したケースでした。

次のスライドに移ります。次の事例もフィクションになりますけれども、道央の某市内に住む85歳女性について後見開始審判がされました。これは審判前に家庭裁判所から弁護士会に推薦依頼されて、弁護士会からの推薦を受けて、私が内諾して家庭裁判所に選任されたという経緯でした。なので、申立て時点で私はまったく関わってなくて、審判にあたって選ばれたというケースです。

これは本人と長年同居してきて介護してきた長男からの申立てでして、本人を施設に入所させたうえで後見開始審判申立てがされました。本人の認知症が進行して長男は在宅介護に限界を感じていたということなのですが、ここでその帯広に住んでいらっしゃる次男の方から在宅介護の継続を求めるとも強い要請がありまして、この次男さん、もし入院や施設入所に対して強い拒否感ゆえに居場所を知られたら連れ戻しを強行する恐れがある、ということでした。広い意味での医療ネグレクトのケースということになるわけなのですが、よくあるのは現に介護しているお子さんの兄弟の方から介護しているお子さんによる財産管理の疑いを抱いて申立てられるというのがよくあるケースかもしれないですけど、この件は逆に介護してきた方のほうが申立てをしてきて、その兄弟がそれに対して異を唱えるといった形でした。

次のスライドに移ります。申立人長男側は在宅介護の限界から施設入所継続が相当だと主張されています。これに対して次男さんは昔から最期は自宅で迎えたいと欲していた母親の思いを尊重すべきであると主張されています。この時点で次男さんによる連れ戻しのリスクがとても高いという申し送りもあって、それを否定する材料もあまりなかったので、しばらく次男さんには居場所を教えないという方針を続けていました。

ご本人の意向はどうなのということなのですが、ご本人の意思を尊重するのは後見人の仕事なので、ご本人に会って話をするのはいいのですが、ご本人は施設にいらっしゃるのですが、どうも自宅を離れている認識がないということで、認知症が進行しているためなので、面談を実施してもご本人の意向を汲み取るのはなかなか困難だという状況でした。このケースですけれども、次男さんはこれまで兄さんに任せておいて勝手なことというと思われるかと思いきや、次男さんは次男さんで自分が住み込んで介護するからと、そのためにご本人の自宅付近にアパートまで借りたそうなのです。

ただ、その次男さんの話聞くと、介護について特別な知識があるわけでもない、要介護のイメージできていますか？とか長谷川式のテストとかご存知ですか？と聞いても、そんなこと知らなくても大丈夫だとおっしゃるんです。想いが先行してしまっているような印象でした。それまでご長男の代わりに関わっていた福祉職の意見

によると、在宅はやはり無理だと思いますと言われるのですが、ただ、その絶対的に無理なのかということ、人によっては、例えば介護保険外で 24 時間ヘルパーを確保できますっていう財力のある方であればそれは在宅介護できないこともないかと思われたわけですが、そうすると、もはや施設でケア受けているのとほとんど変わらないので、とはいえ、この件でそこまでの環境を設定できるわけでもない、長男側の意向に乗るのか、次男側の意向に乗るのかと、ちょっと判断をしていかないといけなかったわけです。次男さんにはもし会わせてもらえないうちに母が亡くなったらどうしてくれるのですかということも言われました。

私は、たとえそういうことがあったとしても責任はないです、と言ったのですが、私自身、父親を亡くしたこととかを思い出しますと、こんなことになるならもっと顔みせとけば良かったと思っていたところも思い出させたりして、それで会わせないうちに亡くなったら辛いだろうし怨まれても仕方ないだろうなと思いつつ折衝していた経緯でした。

ただ、その立場上、会わせただけの場合のリスクが高いまま会わせるというのが立場上できなかったもので、結局しばらくは会わせないという判断を続けておりました。施設に預けて、事故があってもそれを予測できるような事情でなければ後見人が責任を負わされるということはないですけれど、在宅に戻して何かあったら後見人の責任が問われる可能性はとても高いという、そういう消極的な理由があったことも否定はできなかったかもしれません。この件は結局、数ヶ月やりとりして、次男さんの方から施設の方で生活することも、させることも受け入れるので会わせてもらえないかという申し入れをいただきまして、それでもちょっと反対の意見もあったのですが、結局、私の方ではそこまでリスクが低まったのであれば面会させるべきだと思いますということで、面会をしていただいています。その後は、頻繁に面会を続けてもらっています。ただ、会わせて問題が発生するリスクがあるなら、会わせないままのリスクはないのかということ、そこはそういうものではありません。

次が最後のスライドですが、新聞報道ですが、先ほどのケースは相談した福祉職の人には危険だから会わせない方がよいのではないかとされていたのですが、あまり抽象的な理由で面会を拒絶することもできないと思っていたのです。その不安を現実化するような裁判所決定が出ていまして、横浜地裁の仮処分申立てに対する決定になりますが、施設で暮らす認知症の両親に会おうとした長女が実兄である長男に面会を阻まれている事案で、平成 30 年 6 月 27 日付けで、横浜地裁が実兄と施設に対して「妹と両親の面会を妨害してはならない」と命じる旨の決定を出したとのことでした。

この報道によると、共同通信からの引用ですが、妹の方では、兄が両親の資産を処分する可能性を懸念して両親と話し合おうとしたが、兄が反対して施設の方も面会を認めなかったということでした。高齢者の方に子や親族と会わせないというトラブルは増えているようで、囲い込みと呼ばれたりしているそうですけれども、私のやったことも結局、もし十分な根拠を示さなければその囲い込みと相違がないということになりかねないところでした。

私のお話したケースは会わせないと判断をするにあたって、あくまで一時的な対応であって、会わせただけの場合に想定されるリスクが減少すれば、会わせるという方針にしていたので、この囲い込みとは違うものと私の方では自負しておりますけれども、結局会わせるのもリスクがあり、会わせないのもリスクがあるということで、難しい判断を強いられていたケースでした。私からは以上です。ご清聴ありがとうございます。

(石川委員長)

ありがとうございました。

あの、全部フィクションだそうなので、十分お気をつけいただきたいと思います。

それではお 2 人でございます。クラーク合同事務所の司法書士で行政書士でいらっしゃいます岩井先生、よろしくお願いたします。

(実践事例報告者 2)

◇クラーク合同事務所 司法書士・行政書士 岩井 英典 氏

ただいまご紹介いただきました司法書士の岩井と申します。

私はパワーポイントを使ってご説明させていただくのですが、実は皆さん方のお手元に配布されておりますレジメ、それから資料は内容的にはパワーポイントとほぼ同じ内容ですので、パワーポイントで見た後に帰られてから内容を復習する際には是非こちらの資料をご覧くださいだければと思っております。

それでは始めさせていただきます。私の中身はどちらかというと、最初に少し成年後見制度のことについての最近の状況についてお話させていただきますので、先ほど井川先生から成年後見制度について詳細なご説明もあったかと思っておりますので、それと少し重なる部分があるかもしれませんが、どうかその辺はご容赦下さい。

まずは、はじめにということで、新しい成年後見制度というのは 2000 年 4 月から施行された制度です。ここではノーマライゼーションと自己決定権の尊重という理念がうたわれているわけですね。しかし、今、世界的な流れが大きく変わってきております。施行当初は、やはり代理代行決定というのがごく普通でしたが、今はそうではなくて、本人の意思をいかに尊重していくか、いわゆる意思決定支援重視の方に流れとしては動いてきております。

それから、新しい成年後見制度とはいえ、もともとは昔の民法の規定の改正という形をとったものですから、財産管理というのが中心でしたが、今はやはり身上保護の重視と、ここはあえて「保護」としておきます。以前は文献にも「身上監護」と書いておりましたが、今はもう「身上保護」という言い方をしております。今まさにこの部分について、実は韓国で成年後見の世界大会が今ちょうど開かれている最中ということでございます。

実は、我が国においても、利用者がなかなかこの成年後見制度のメリットを実感できていない、あるいは利用しにくいというような結構そういう批判が続いておりました。すなわち、実際は数百万人という認知症高齢者がいながら、成年後見制度の利用者は 21 万人程度しかいないんですよ。これはどうみてもドイツなどの世界各国と比べて非常に少ないわけで、これはなんとかしなきゃならないだろうと。それから地域での連携やネットワークをもっと構築していく必要があるだろうということで、わが国では 2016 年の 5 月に成年後見制度利用促進法というのが施行され、成年後見制度利用促進基本計画というのが 2017 年 3 月に閣議決定されております。この中身は何かというと、成年後見制度利用促進に向けての都道府県の役割と市町村の行動目標を努力義務として掲げ、内容的には基本計画の策定、条例制定、審議会や中核機関の設置等そういうものが明記されております。

中核機関とは何ぞやといいますと、これは基本的には自治体に設置されて、広報・相談・後見人の育成や支援、そして不正防止などの機能までを担わせようというもので、一部は社会福祉協議会等の関連機関に委託する場合があります。さらに、家庭裁判所が選任する後見人候補者の調整もこの中核機関で行ってほしいという意向もあるようです。これが今の成年後見制度の一つの時代の流れだということをちょっとご理解いただければ幸いです。

さて、みなさん、こんな相談は受けたことがないでしょうか。今は、自分で買い物はできるけれども一人暮らしなので将来のことを考えると不安になる。将来の自分を見守り、財産管理をしてくれる人が欲しい。あるいは物忘れが多く認知症になってきたようなので、時々、自分を手助けしてくれる人が欲しい。いわゆる、財産の管理をして欲しい。あるいは認知症がもう進んで自宅で生活するのが無理になってきた。自宅を売却して老人ホームに入る費用に充てたい。自宅の売却手続きや入所手続きを間違いないで誰かに行ってもらいたい。さらにはもう親の認知症が相当進行していて、もはや自分の財産のこともわからないようだ。まさに、このような状態となっ

てしまった親の財産管理と生活支援をしてほしい。

実はこういうような場合に、成年後見制度による解決方法があるのです。

まず最初の部分です。これは「任意後見契約」といって、自分が元気なうちにあらかじめ後見人となる人を自分で選んで公正証書にしておき、そして判断能力が落ちた時に自分が選んだ任意後見人に対して任意後見監督人というのを裁判所に選んでもらって、その段階から任意後見人が動き出すというシステムです。この任意後見契約は、作られた時は世界的にも画期的な制度だというふうに言われ、世界中から注目を受けました。しかし実際にはどうかというと、非常に利用率は低迷しております。なんと、まだ全国で2,500人程度しか任意後見人が活動していないということです。理由はまた後ほど説明しますが、現在はそのような状況にあるということです。

2番目は補助類型。これはほんの少し認知症になってきたという人に一番向いているかなというような制度でございます。俗にいう軽度認知症「MCI」程度ということですか。この場合は補助人というのを家庭裁判所に選んでもらうといいのかなと思います。なぜかという先ほど井川先生の方からもあったかと思いますが、申立ての段階で補助人が行える代理権の内容だとか、あるいは同意権をつけるだとか、その同意権の内容をも自分で決めることができるのです。そういう意味では、補助人は家庭裁判所が選ぶとしても、ある意味では非常に本人の意思も尊重した制度なのかなと言われております。

次のケースですね。これも自宅を売却するとか大きな法律行為をしなきゃならないと、こういうような状況になった時には、裁判所に保佐人あるいは補助人もありえますが、の選任を申立てることが必要になるのかなと思います。

最後の判断能力の低下が相当進行してきて、自分の財産のことも分からないような状態になってきたら、これはもう親族から家庭裁判所に対して「成年後見人」の選任の申立てをせざるをえないということになるのかなと思います。

ところで、現在、認知症高齢者に忍び寄る「経済的虐待」がちょっと問題となっております、なんとなくおどろおどろしいテーマになりましたけれども、経済的虐待というのはここに書いているとおりです。

成年後見制度というのは、何も経済的虐待のための制度というということではありませんけれども、どちらかというと経済的虐待に対する対策にも合うのかなと思っております。つまり、いわゆる本人の知らない間に、合意なしに財産や金銭を勝手に使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由もなく制限することに対する対策ということですね。

「例えば」という例が出ていますので、このような形になります。

実はここからが問題なのですが、この経済的虐待というのは潜在的に行われている場合が意外と多いのです。特に親族による財産の横領はその典型ですね。なぜかと言いますと、これは皆さんも私もそうかもしれませんが、親の財産は家族の財産という意識が結構ある。それからいずれは自分の財産。つまり亡くなれば相続して自分の財産になるのだから今から多少使ってもいいだろうというような意識がやはり強いわけですね。しかも「親族相盗例」というのに守られているという実情もあります。刑法でいえば244条にありますね。免除されますよね。そういうことで親族間では横領しても窃盗しても、親族相盗例という刑法の規定で罰せられないのですよね。そういうような状況にもなっているということです。

そしてそれをまあ見て見ぬ振りしているのが周りの親族なのです。私、このあいだ日光に行ったときにちょっと写真撮ってきたのですが、まさに「見ざる・言わざる・聞かざる」というですね、こういうような状況下に親族の周りがおかれているということですね。また、身近に親族がいないような場合であっても、第三者がですね、自筆の遺言書を作らせるなどしてですね、その第三者への財産の移転も行われているという事実も報告されております。

実は私、司法書士という職にありますが、司法書士は不動産の移転の時に必ず立ち会い、売主、買主の双方に対して意思確認をするのですよ。その時に、売主が非常に高齢の場合が多い、でもその時でも立ち会います。そして、その場にいる、おじいちゃんあるいはおばあちゃんに「あなたの名義をこれこれさんに移転して構わないですか?」と確認すると、「うーん…」と黙ってしまう高齢者が結構いるのですよ。その時に親族が「ほれ!『はい』って言いなさい」っていうふうに横から突つくとか、こういうのがあって初めて「あ、これは本人が知らない間に移転されてしまうケースかもしれないな」と、我々が気付くという場合が実はあります。

そのような状況に至った場合は成年後見人の選任を助言しますが、ここで、成年後見の申立ての動機件数っていうのをちょっと見てください。一番はなんと「預貯金等の管理あるいは解約」なのです。まさに親族が色々代わりにやってきたのだけれども、もう銀行の方からですね、これは本人を連れてきてください、あるいは本人の意思がなければこれ以上は無理ですと言われて、やむを得ず後見人をつけなきゃいけないという形での申立てというのが現実的にこれだけ多いということもご理解いただきたいと思います。

下のほうにある身上監護というのは2番目にありますけども、預貯金以外に保険の受け取り・不動産の処分、こういうのを全部足すと、圧倒的にやっぱり財産の処分がらみで後見人を選んでいるというような事態があるということでございます。

そこで、成年後見制度というのはこの経済的虐待を本当に防げるのかということですが、防げる可能性は非常に高いといえます。なぜなら後見人に専門職がつくとまずは安心なのでしょうけども、専門職でなくても親族が後見人になる。これも結構あります。その場合であっても、管理する財産というのは家庭裁判所の監督下に置かれるわけです。

そして、最低年一回は、裁判所への報告義務が発生するわけです。それから先ほど申し上げましたけれども、後見人になってしまいますと、例えば親族であっても親族相盗例による、いわゆる犯罪の免除は適応されないという判例もでております。ですから、もう後見人になるとやっぱり勝手に使うことはできなくなるという意味で、ある意味この成年後見制度は経済的虐待を防げる可能性は非常に高い。さらに一番大きなのはこの部分ですね。実際、先ほどの不動産のケースでもいいましたけれども、後見人はですね後見人の知らない間に親族や第三者が勝手にその不動産やあるいは財産を処分してしまった財産を取り戻すことができるのですよね。これも非常に大きいいわゆる成年後見制度の力と言いますかね、役割なのかなと思っております。

しかながら、成年後見人制度の活用にも実は課題はあります。

ひとつは、裁判所もなかなか見分けにくい虐待っていうのが実はあるのですよね。それは、親族後見人が本人の財産を(一見適法ですけども)、限りなく節約的に管理するという例があります。これも不適切とまではいかないけれども、ほとんど財産を使わない、どんどん残すというわけです。今は、本人の財産だけれど、将来の相続のときに分け前が少なくならないようにという下心というか、そういうのもあるのかもしれない。

それから、ここには書いておりませんが、実は後見人あるいは保佐人につくと、様々な資格や権利制限があります。今でも190くらいありますよね。これは、先ほどお話ししました成年後見制度利用促進法の関係で、これ全部撤廃しようという法案が先の国会に上程されたのですが、例の付度問題などで、残念ながら審議未了となってしまいました。

今回の特別国会でも出る予定ですけども、今でも、例えば公務員にはなれない、公務員になっている人は失職してしまいます。このような権利制限や資格制限があるために、なかなかこの成年後見制度を利用したくても利用できないというような実態も実はあります。

さらに、もう一つ先ほどちょっと言いました、任意後見契約の悪用がちょっと社会問題化してしまいました。任意後見人というのは井川先生の先ほどの説明でもありましたが、誰でもなれるのですよね、後見人というのは、ですから、法人でもなれますし、普通の一般人でもいいのです。このような、誰でもなれる制度を悪用して、う

まい具合に本人を操り任意後見契約を結んでしまうというような事例がでてきて、いざ判断能力が落ちてきた場合は、普通は受任者という任意後見の契約をした人が家庭裁判所に私の監督人を選んでくださいと申立てをして、任意後見が進めばいいのですけども、それをいつまで経っても裁判所に任意後見人監督人の申立てをしないようにする。そして監督人のいないままの状態をいつまでも継続させて本人の財産を使いこみ続けるという、これが社会問題化した例があります。

まさに判断能力が落ちた本人にとっては「見えざる、聞こえざる、言えざる」という虐待が起こりえる可能性があるということなわけです。こういうように、成年後見制度といえども100%万全ではないけれども、ある程度防げる部分はあるし、若干の課題もあるということをちょっとお話させていただきました。

それではちょっと具体的な例を見ていきたいと思います。ここに出ている具体的な例はみなさんのお手元にある資料とはちょっと違った内容ですので、パワーポイントの方をご覧ください。今から10年くらい前に脳梗塞が発症しました。半身が麻痺になって判断能力が減衰し、この頃から年金は長女が管理するようになってきたわけですね。そして長女による冷遇が始まります。本人の食事も無視して与えないという、虐待がここから始まってくるわけですね。

本人は、年金は私のものだからと長女に言われてしまっているため、何か買ってくるから私の年金から少しくれないかと言っても「勝手に自分で用意しなさい」ということでお金も渡してくれない。そういう状況になってしまった。そこで、しょうがない、腹も空くし何か欲しいなということで万引き行為という犯罪行動に走ってしまった。ここで出てきたのが地域包括支援センターの人達です。これはまずいじゃないかということで、第三者が年金を管理する制度がないだろうかと皆さんで協議することになりました。保佐とか補助とかのいわゆる成年後見制度をなんとか利用できないかということで、協議をしまして、そして保佐人をつけて、本人の財産を管理することにしたということですね。

これで、例えば長女が年金を私に渡してくださいよと来たら、本人は、年金の管理はもう専門家に任せてあるからというふうに言うわけですよ。その専門家というのはまさに申し上げたように保佐人です。「Aさんの財産管理は私が行っていますからこれからは私を通してください」と、いうふうに長女に言うわけですね。それで保佐人に年金の管理がきちんとされるようになり、これによって本人の財産はきちんと管理されるようになったことで、一応めでたしめでたしというふうには書いておきましたけれど、これは非常に典型的な例で、こういうふうによく例もないことはないですけども、実はやはりなんと言っても、現実には簡単ではない。

そこで、これは私たち司法書士の仲間内でのいろんな事例報告の中から、2つほど事例を出してみたいなと思っております。それがみなさん方のお手元にある事例集に少し詳細に書いておりますので、お帰りになってからでもこちらの方をお読みいただいても結構です。

簡単に概略を紹介していきますと、一つは同居してない息子による母への経済的虐待です。これと同じようなのを井川先生もお話されたと思いますけども、この事例はまさに一番典型的な例ですね。つまり息子が母の財産を管理する。施設等の利用料の滞納や未払いの繰り返しだんだんだんだん出てくるわけですよ。そしてこれはもう何とかしなきゃならないなということで、まわりの人たち、あるいは地域包括支援センターとか色々な人達が、息子が管理している母の銀行口座を変更するわけです。これは金融機関に行って色々手続きをすることができわけですね。そうすると息子がいままで管理した年金の引き出しができなくなるわけです。そこで息子はどうするかというと当然、「誰がこんなことしたんだ」ということで地域包括支援センターへ来たわけですね。来るだけならいいですけど、威嚇というか「なんでこんなことをした」と、そういうような脅し文句を言ったりすると、これではちょっとまずいなということで、後見人をやっぱりつけなきゃならないだろうということで後見人を選任したわけです。

その後見人を選任しても、お母さんはもう一人で暮らすのは難しいということで特養に入所することになりま

した。ただ、入所させてもこのままでは息子さんが面会に来てまた本人から財産を搾取する可能性がないこともないということで、一応、息子さんには居場所を伝えないでいたのですよね。結局、息子さんは家庭裁判所に行って、「一体、後見人は誰だ」ということで、家裁としてはやはり後見人の連絡先は伝えざるを得ないということで、家裁が息子に伝えたようなのですが、ただ後見人からは母の居所は伝えずにいた状況ですけども、これである意味本人の財産は守られたのですが、このお母さんの唯一の相続人が息子さんなのです。やはり親子関係という大きな絆があるわけですね。

そこで、この事例での検討課題としては、たとえ親族が財産搾取していても、後見人としては相続人たる親族との交流をまったく遮断してしまって本当にいいのだろうか、ここが後見人としては非常に大きな悩みとなるところなのではないかということでございます。

次の事例がですね、これもちょっと似たような事例ですけども、依存関係にある当事者間の経済的虐待と支援、この狭間に入ってしまったのです。これはどういう状況かといいますと、高齢のお姉さんと弟との同居世帯。いわゆる兄弟2人での世帯。お姉さんは精神障害と認知症を持っていて、弟は事業をやっていたのです。親の事業を引き継いでいる事業者です。お姉さん、ここでは本人にしますが、本人が頻繁に悪質商法に被害にあうなあということだったので、ここでは弟からなんとかしなきゃならないと相談があって、じゃ保佐人をつけましょうということで保佐人をつけた、というところまではこれはある意味では自然なケースではあったわけですね。

しかしながら、当初は本人が通帳の引渡しを拒絶したのですよね。なかなか保佐人のほうに見せてくれない。無理やり見せてくれというのもなんだし、しばらく色々様子を見ながらゆっくり本人の了解を得ながら見せてもらうようにした方がいいだろうということで、だいたい5ヶ月くらいそういう打ち解けあうといいますか、そういう期間がかかった。やっと5ヶ月後になって通帳とかを保佐人が預かるようになったということです。

そこで、何が判明したかという、弟による本人の財産からの搾取が判明しました。本人の財産、定期とかそういうのをどんどん崩して行って、かなりのお金ももう弟の方にわたってしまっていた。実はこれ、本人もある程度分かっていたようなんですね。分かっているのだけれども何とかしてあげたいなという気もあってどんどん渡していた。ある意味この行為は「貸す」という形にはなるのでしょうか。実際2人は同居しているものですからその後も本人の小遣いから借り続けたと。

保佐人もですね、財産の管理とはいえ、やはり保佐人の場合は本人の自己決定をある程度尊重して本人が自分で通帳の管理もできる場合だったので、本人がそれでその通帳、自分のお小遣いの通帳というものを自分が持っていて、その中からある程度お小遣いの的なものを出す部分については、保佐人も大きな財産のあれでなければいいでしょうという形です。承している状況にあった時に、その中からですね、やっぱりどんだん本人の財産を使い込んでいったということですね。このまま弟と同居していたのでは、保佐人もずっとこのような状況での管理は難しいなということで、本人は老人ホームに入所させ、小遣いは老人ホームが管理するようになりました。その意味では弟からの虐待行為というのは難しくなったのでなんとかあったのですが、一番最後のところ、これが一番難しい部分ですね。

財産がなくとも弟に与えてしまう、という、本人の意思をどう尊重していくべきか、なのですね。やっぱりある程度わかかっていても与えてしまう。そここのところのバランスをどうとっていくか。このことを本人にどう分かってもらい、なおかつ弟にも理解してもらうにはどうすべきか。ここはやはり非常に難しいところかなというのが今回の事例でございました。

はい、これで私の事例報告は終わりでございます。ありがとうございました。

(実践事例報告者3)

◇小樽・北しりべし成年後見センター センター長 高田 友子 氏

ご紹介いただきました小樽・北しりべし成年後見センターの高田と申します。今日はよろしくお願ひいたします。

皆さん、私は今回この場に立っていて、所長と付いていますけれども、たまたま8年前に最初から入っただけで、経験が長いからということで所長職になっただけです。

今回、ご参加されている先生方の色々なお話を先ほど伺って、すごく勉強されている方ばかりで、この場に来て失敗したなと思っています。NHKのちこちゃんじゃないですが、ぽーっと生きてるんじゃないかと言われそんな感じで簡単な形でしか発表できないですが、私なりに8年間やってきた事例の中で、このケースは本当に失敗したのかなと思うケースをご紹介します。

やはり成年後見制度を使うときは最終手段だと思って活用しようとしていたのですが、なかなか後見センターの意見が通らなくて、いろんな事業所さんとかの関わりを持つ中で、後見人を選任してしまったので、是非、皆さんにアドバイスをいただいて他に良い方法があるなど、お話を聞けたらいいなと思ひまして、この事例をピックアップして持って参りました。

では説明させていただきます。

最初に小樽のセンターの仕組みとして、センターは平成22年の4月に開設しています。エリアとしては余市町と古平町・積丹町・仁木町・赤井川村・小樽市この6市町村で運営しています。センターの主な業務は相談もありますが、法人の後見を担っております。

受任数は50件となっています。29年度末で50件ですが、結構亡くなられた方がおありまして、現在までで100件くらい受けているのですが、その半分以上が亡くなって、残りの50件程度で推移しています。やはり小樽市が件数としては一番多いです。

相談の件数も8年間で3,153件ですが、だいたい毎年300件台から400件台の相談を受けております。

登録の市民後見人さんを書いていますが、これはセンターの仕組みとして法人の中で専門職としての社会福祉士と市民後見人さんが2人ペアで動いています。毎月訪問するのが市民後見人さんで、問題があったときだけ専門職がついていくという形をとっております。他の市町村の方もたくさんいますが、やはり圧倒的に小樽市の市民後見人さんが多いです。男性が少なく女性が多く、平均年齢は毎年毎年高くなっていっています。

事例を発表させていただきます。簡単に書かせていただきました。アルツハイマーの認知症の70代の女性の方です。この方はご本人と夫の2人暮らしでした。2人暮らしと書いてありますが、本当は長女さんと長男さんも一緒に暮らしていました。お父さんのお母さんに対する虐待がひどくなって見ていられないということで出て行っちゃったようです。だから2人暮らしになっています。ご本人は厚生年金を受給しています。

申立てまでの経緯です。ご本人は夫の暴力、暴言で抑うつ状態になり精神科をずっと通院しておりました。

結構、暴力をふるわれていたと思うのですけれども、たまたま、妻が食事を作らないことに夫が腹を立てて、顔面を殴って怪我をしたのです。これはかなりの怪我でした。それで身体的虐待ということで、地域包括支援センターが関わることになりました。このとき、病院の入院時や入院後に夫が病院に来て、その場でご本人に対して恫喝したり、病院の中で暴れたりして、ご本人に対しての心理的虐待がありました。また、夫がご本人の治療を拒否して病院から連れ出してしまったりしていました。

何回も病院から連れ出して戻ってきて、ご本人が入退院を繰り返していたのですけれども、最終的に夫が妻の介護をできずに妻が高熱を出して緊急搬送されて入院となりました。この時は精神科ではなく内科に入院しまし

た。これで行政が関わることになり、虐待と認定されました。

このケースの検討で、夫の心理的虐待・身体的虐待・経済的虐待・介護放棄が認められ、関係機関が介入して施設入所する方向で合意しました。ここでも長男さんとか長女さんは関わりを持ってくれませんでした。

退院後、特別養護老人ホームに入所しました。その際、特別養護老人ホームに入ってもやはり病院のように連れ出されるのではないかとということで、夫への面会制限をしました。また、特別養護老人ホームで通帳の管理とか費用の払い出しをしようと思ったのですが、夫がご本人の通帳の引渡しを拒否。やはり夫はご本人の通帳を渡さないということで申立てが必要なケースだと経緯としてはなっています。

ただ、夫は施設入所には納得してないですけども、施設の費用は払っています。この事例は払っているケースですが、他にもいろんなケースがあって、施設の費用をまったく払ってなくて100万円くらい滞納しているケースもありました。そのケースは今、妻が平成8年から20年間、月々3,000円程度を払う形で病院と契約書を交わすような多額の経済的虐待ケースですけど、今回のケースは、費用はとりあえず払っているのです。センターとしてはあまり問題視していませんでした。しかし、ご本人の財産を守りましょうということと施設の費用をきちんと払えるようにするために後見開始の申立てをした方が良いのではとなりました。

夫が施設の費用を払いたくないというのは、施設の費用を払うと夫の生活が困窮する可能性があるからです。今まで2人の年金を合わせて何とかやり繰りはできていたと思うのです。でも、一人一人の年金を別々にしてしまうと、夫が生活できないのかな？ということで、生活保護を受給させることを検討しましたが、「生活保護って昔、嫌な思いしたから」と言ってなかなか納得してくれませんでした。また、協力してくれる親族がいないため、首長の申立てとして後見センターが法人で受任することとなりました。

受任後の問題点として考えていたことは、通帳の再発行したときに夫が金銭管理や通帳から払い出しができなくて後見センターに来て暴れるのではないかと勝手に考えていたので、施設側からどこが管理をしているかを教えてもいいですか？と言われ、とりあえず後見センターで管理していると答えてよいとは伝えましたが、何か起きたら困るので、センターに「さすまた」を購入しました。その他、ご本人が入所する施設からご本人を連れて帰る可能性があるのも、そこも問題として考えていました。

最終的にセンターが受任した時に行ったことは、住所の変更、通帳の再発行、年金の振込みの先の変更、他には施設の入所契約です。センターとしては本当に簡単なケースでした。

次に、市民後見人さんによる活動として毎月1回のご本人の面談をしております。訪問時に施設の費用を払っています。あとは、ケアカンファレンスに出席してケアプランのサインは後見人がしております。

申立時に懸念されたことは一切ありませんでした。さすまたは準備していましたが、役に立ちませんでした。現在は、夫の面会制限も解けて、自由にご本人と面談をしている状況で受任後はほとんど問題がなかったです。

このケースに後見人が就いてよかったことを探してみましたが、なかなか思い浮かばなかったです。強いて挙げれば第三者が介入することで、ご本人と夫、施設の関係が落ち着いたことかなあとと思います。就いたから落ち着いたのか、就かなくても落ち着いたのか、分らないです。

ただ、後見人が就いていて疑問に感じたことがあります。夫は施設費用を滞納してなかったため、成年後見制度を利用しなくても良かったのではないかと。また、夫からの通帳の引渡しは絶対に必要だったのか。結局、後見人が就くとご本人の財産は必ず管理しなきゃいけないです。妻の年金が高いので、妻から夫の方に少しでも援助してあげられる形ができるかと思ったら、収支はギリギリだったので、残念ながら夫の方には渡せない状態です。本来であれば2人の年金で生活できるものを後見人が就いたばっかりに、夫婦でもしっかり分けて管理しなければならぬ。夫の方には申し訳なかったのかなあと考えたケースでした。

今後の検討課題として、後見人としては夫との協力が得られるように関係作りを進めていきたいと考えていま

す。センターとしては死後の事務など結構やっていますので、亡くなったときには夫に協力を得なくてははいけませんし、または長女さんとか長男さんとかの関係も作ろうかなと考えています。一つずつ段階を踏んで夫との協力が得られるように関係作りを進めていきたいと思います。最後まで聞いていただき、ありがとうございました。

(実践事例報告者 4)

◇公益社団法人北海道社会福祉士会 理 事 平 田 淳 氏

報告テーマ

「実地的な成年後見制度の活用と課題 –ある事例から–」

実践事例報告者の希望により、報告内容は掲載しておりません。

(実践事例報告者 5)

◇一般社団法人北海道介護支援専門員協会 会 長 村 山 文 彦 氏

ご紹介いただきました村山です。どうぞよろしくお願いいたします。

私は今までの先生方と違って、実際に後見人というような立場ではなく、後見を勧める立場で携わってまいりました。

本日の事例ですが、本当の事例を基にして固有性を排除して作っておりますので、ほぼフィクションとお考えください。固有性を排除している関係で事例の整合性があわない部分もありますが、そこはお汲みおきいただければと思います。

80歳前半の女性で、ご主人が亡くなったばかり。長男家族とは疎遠で、長女家族から経済的虐待を疑ったケースでした。認知症の診断を受けていて、前頭葉の広範囲の萎縮から攻撃性が強く性格が変わってしまい、長女からはよく「昔のお母さんに戻って欲しい」というような発言がありました。

年金は共済遺族年金で、ある程度の貯蓄も本人名義で貯蓄されていました。

介入のきっかけですが、実は、私は地域包括センターの職員でもありまして、ある日のご本人から「すぐに楽になりたい」と号泣しながらの電話相談があり、これは何事かということでご自宅に駆けつけたところ、過呼吸状態で興奮したご本人と面談をしたことからでした。その際、「娘や孫からお金を取られる」といった訴えがありました。独居でもあり、このままで放置しておくわけにもいかないと考えたので、担当ケアマネジャーとも連携を取りながら、その日のうちに緊急ショートステイを開始しました。

自宅での生活を拒絶され、本人の希望で将来的に高齢者住宅等への転居に移行することを前提に、自費利用も含めたショートステイを担当ケアマネが調整していきました。また、ショートステイ先で金銭管理をして貰いたいと希望があり暫定的に管理をお願いしました。

なお、長男夫婦とは本人の攻撃性が高くなってから関係が疎遠になっており、長女は離婚していて私立大学の息子さんとの二人暮らしでした。ご主人が生きていたころには、ご主人がひそかに長女の経済的支援をしていた様で、特に孫の大学費用はご主人が支援をしていたようでしたが、ご主人が亡くなってから長女は自営業と配達

アルバイトのダブルワークをしながら生計をたてているようでした。

長女自身は「今後は自分たちで生計をたてていかなければならない」と思っていたようなのですが、母親の苦勞をみている孫が、「おじいちゃんの金なのに」という思いから、本人に対して経済的支援を要求したり、本人の希望で面会制限をしていたショートステイの居室に入り込んで「50万円用立てて欲しい」と泣きわめく事件が発生したりもしました。

このような経過もあり、成年後見制度の利用を想定したのですが、過去に担当したケアマネジャーが、その法人の顧問弁護士と一緒に成年後見制度の利用を強制的に介入しようとしたことがあったようで、その際に「弁護士の人に馬鹿扱いをされた」という悪い思いが強く残っていて、適任と想定していた第三者の専門職としての弁護士が介入する成年後見制度の導入は絶望的な状況でした。

ですが、関与できる家族がおらず、いつまでも施設に金銭管理をまかせておくこともできなないことから、あらためて長女にも確認したうえで、成年後見制度の活用を視野に、司法書士との任意契約による金銭管理を提案したところ本人の受け入れもよく、担当した司法書士との関係性が構築されてから、成年後見制度の手続きを提案し、ご本人の同意をいただいたうえで申請手続きを開始しました。

この事例では、ご主人が本人に隠れて長女家族を支援していましたが、ご主人の急逝によってそれが突然途絶え、長女家族に経済的打撃を与えてしまったことと、本人の認知症の進行により性格の変化や攻撃性が高まったことなどが、相互に作用したことが原因だったようです。また、本来、キーパーソンとして期待すべき長男夫婦とも絶縁状態となっており、長女は本人からの経済的な支援は当てにせず暮らすつもりでいたのですが、現実的な生活困窮に孫が不安を感じ、「元々祖父の金だった」という思いなども絡み、本人に対するお金の要求があったようでした。

現在は成年後見制度を活用し金銭管理や代弁機能を第3者専門職の司法書士に任せたことで争いや本人の不安はなくなりました。また、孫自身もアルバイトで家計を支えるようになり、ご本人は定期的に長女の訪問を受けながら民間施設に入居しておられます。

(コーディネーター)

◆横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授 相馬 直子 氏

どうもありがとうございました。

いずれの実践例を伺っていても、世代間の中での孤立・不安、あるいは不信・生活困窮、あるいは事業が失敗したりですとか、借金の中で様々な余裕がない世帯であったり、あるいは精神疾患的な部分があったり、また頼り先がどこにあるのかそもそも分からなかったり、そもそも頼るつもりもないというような気持ちがあったり、また、私たちでも計り知れない親子や夫婦間の長年の歴史、親子の歴史の中でのケースなのかなというふうにお話を伺いました。

私の前半のダブルケアの例というのは、ある意味、「一生懸命育児も介護もやらねば、やりたいけれどもなかなかそこまでできない、だから負担である」といったような、ダブルケア世帯やダブルケアラーの方たちのケースのお話の印象があったかと思います。また、私たちの社会調査の限界でもあるのですが、ダブルケアの調査の中で複合的な負担感ということで、今日、みなさんの資料でもお示ししましたがけれども、常に精神的にしんどい、体力的にしんどい、子供や親の世話を十分にできない、そして経済的負担というような複合的な負担感がダブルケアの実態調査をすると出てきます。

一方、私たちのダブルケアの調査の中でケア不在のダブルケアの世帯の方とか、親にも暴言を吐いてしまうし、余裕がないから子供にも暴言を吐いてしまうような、精神的な虐待ギリギリの高齢者虐待・児童虐待ギリギリのケースですとか、そういうようなある意味、一生懸命両方やらなければならないけれども、そうできないダブルケアラーの姿と、一方ではダブルケアの不在や両方の姿が暴力的に出てしまうような側面という、コインの裏表のような部分があるのかなと思いつつ先生方のお話を伺っていました。

また、ダブルケアの世帯の中で、一番子供の視点に立ったときに、よくダブルケアの世帯で育った子供は「ヤングケアラー」というふうなとらえ方もできます。ダブルケアラーの人達と話していると、子供がいたからダブルケアを乗り越えられたというふうに言われる方もいる一方で、孫が高齢者虐待に加担していたりですとか、そういう子供が世代間のケア関係の中で暴力的なケア関係に加わってしまうという側面もあります。

ここから医療・福祉・司法・労働、あるいは教育という部分の連携をしながら多重ケアのあるいは複合課題の世帯への総合的な支援というものを考えていく必要性・重要性というものを先生方のお話から強く感じました。

また、先生方の中で、成年後見人のトレンドがこれから本人の意思決定を支援していくというふうな流れになっていくと。個人化あるいは個人の意思や意見をどう尊重していくかという個人化・個人単位の個人の意見の尊重というベクトルでの動き。一方で、まだまだ家族頼みであったり社会の目線が家族頼みの状況があります。先生方のお話にも、経済管理・家計管理の中で、個人と家族、あるいは親族の境界があいまいなケースというのもありました。それは一方で私達の社会が個人化・個人単位と向かいつつ、一方でまだまだ家族主義的な家族頼みの社会制度が残っているジレンマの中で、こういうようなケースが浮上しているのではないかと思いました。介護保険も在宅介護というのが大きな方向性としてあるとともに、また非正規化・格差社会の中で引きこもりの中高年の問題、そういった人達が生活保護の将来のもっともリスクの高い層である、というふうに言われていますけれども、そういった支援の死角、引きこもり、あるいは中高年の福祉・労働・就労支援のより重要性を、先生方のケースから非常に感じたところでした。

一方で個人化へと向かい、一方で家族頼みの状況が残る中で、どのように私達地域社会の中で世代間のケアの状況というものを支援していくのか。大変重要なことを学ばせていただきました。

ありがとうございました。

(コーディネーター)

◆北海道高齢者虐待防止推進委員会

委員長 石川 秀也 氏

相馬先生、大変ありがとうございました。

私、いつも思うのですが、家族を中心とする「親密圏」といいますか、親密な状態の圏域の圏と書きますけれど、ああいうところが非常に弱まってきていたり、実は私もそうなのですが、まったく一人暮らしでほとんどそういうものに全く構成されていないという背景があって、いろんなところでいろんな歪みが出てくるのかなというふうに思っております。とにかく5人の方々の報告者の貴重な報告本当にありがとうございました。

特に事例の中から特に洞察を深くされて、そこからの的確な問題提起やらよい面やら色々ご指摘いただいたというふうに思っております。今日は非常に良かったなあと感じてございます。

ただ、成年後見制度、各先生方からもお話がありましたけれども、うまく活用したら、先程の事例もありましたが大変うまく走る制度ではある反面、いろんな課題もあります。

特に今日ご指摘いただいた例ではですね、平田先生がイギリスの「意思能力法」のご紹介をいただいて、例えば我々の成年後見制度ですと、成年被後見人になってしまうと、あとで見直しは全然やってくれないですね。ひ

よっとしたら意思能力が復活しているかもしれない、あるいは先ほどご指摘いただいた諸原則、意思能力の復活推定があって、そういうこともあるのかもしれない。ところが一旦、成年被後見人になっちゃうとずっとそのまま成年後見人にずっと追いやられるというような形もあったりですとか、いい面もちろんありますけども、そういうことで本当にいいのだろうか。本当に秩序ある意思決定支援というものが本来望まれるべきではないかということで、今例えば弁護士会さんや司法書士会さんにもそういう点はすごく深く研究されています。素晴らしいご研究の成果もありますので、是非そういうように学んでいきたいなと思いますし、特に地域の中で動かすためには先ほど岩井先生が中核機関ということをおっしゃられていたのですが、まさにそこが非常に大事なところだと思います。ああいうところが地域の中でうまく回っていくことが大事ななというふうに思っております。いずれにいたしましても、本日、本当にお忙しい中ご参加いただきありがとうございます。

皆様のお心に何が残ったかわかりませんが、これからも皆さんのようにご関心のある方にどんどんご協力いただいてより良い地域作り・社会作りといったものに少しでも進んでまいりたいと思います。

本日は本当にどうもありがとうございました。

5人の先生方、そして相馬先生に拍手をお送りください。ありがとうございました。